

"5、この時点で、県下各地に堤防、用水路修繕費負担で、県と地元とが紛争している。いずれも民権運動として考える必要がある。

"6、常設委員であって、かつての井奉行の伝統に立ちながら、法規によって近代化されたものである。

"7、「藩政時代には、はじめ郷士が、後甲殿村庄屋が甲殿港の改修の責任者であった「庄屋野本氏年譜書」。

"8、「細川義昌日記」にも、村人たちが太陰暦の正月を慣用することを嘆いた記事がある。

"9、「新撰大人名辞典」による。田中芳男の来県は、同時点における山崎喜都眞の来県に対比されるものである。「土陽新聞」によれば、当時辻友政は勧農大懇親会の発起人となっている。(小)

"10、「細川義昌日記」明治十四年(一八八一)七月三十一日に「教師己屋」とある。教員住宅であろう。

"11、同前明治十四年(一八八一)九月一日に「江川真清、蓼原喜五郎、川島以造等と同道教師雇いに行く」とある。また「土陽新聞」明治十六年(一八八三)十二月二十五日広告に、「師範学校卒業二十五名の就職先を一般に募集している。

"12、「弘岡村地検帳」中之村上之村に「八幡別当坊寺中」とあるのが、十輪寺に当るものである。

"13、「細川梶日記」には、梶の熱心な信仰と布教活動が語られている。もっとも明治二十年(一八八七)から同三十年(一八九七)代である。秋山村よりも高知市におけるものである。なおこの問題については広江清氏「細川義昌と秋山講義所」「土佐史談」復刊三十号に詳細である。

"14、「細川義昌日記」によれば、義昌の長女津留は後に戸波村(土佐市)辻家に嫁したが、キリスト教信者の故に姑と折り合いが悪く、義昌は心を痛めている。

明治後期の春野

地方自治制の発展

地方自治制の発展

前項で述べたように、地方自治制は明治二十二年(一八八九)四月発足した。すでに近世の庄屋制、明治前期の戸長制とそれなりに地方自治制の伝統は養なわれていたが、実際に発足してみると、そこには問題がけつして少なくはなかつた。法令は難解であったうえ、まず明治十年(一八七七)代の自由民権運動の暴しのなかで、地主・富農という同一階層ながら、村落指導者に対立のあつたことが、新しい地方自治制の発展を妨害したことである。すでに仁西村々長選が、両派に分れて激しく争つたことに触れたが、結局は自由派の矢野俊児が村長と決つたようである。しかしながら、その後も明治二十五年(一八九二)の選挙干渉へと他の村々でも両派の対立は続けられた。村政の運営は難渋を極めたものである。以下一、二をあげてみよう。

「細川義昌日記」明治二十三年(一八九〇)七月二十一日に、「夕方より伊野警察署長高木某の相談にあい新川町三階楼に行く。森山村正(長)事を仲裁せんとの依頼を受く。色々の嘶しを聞き帰宅す」とあり、以後八月十五日まで「森山事件」として同日記に数回である。その内容は同日記に十分明瞭ではないが、八月五日義昌と島田糺とが仲裁を申し入れたことについて、同日記に仲裁条件として

其の方法は、伝弥開きは宗四郎などの唱うる通り、連盟簿を取り消し部落共・有地とし、上須加は売却の上惣金額を七名共・有と、各其の反対に応じ分配すること、且つ小作人と四歩に割り合せ六歩を地主に属せしめ、四歩を小作人に与うこと、尚売却法は評価を定め先づ小作人に売り渡しの相談を為し、小作買主を好まざるときは弘く入札法を以て売却の事。而して各

個人の分配法は連名簿により配当すること。

であった。大勢は共有地の個人有への整理であろうが、それが警察署長出馬という村落内の対立となつてゐる。相當に紛糾したのは、同日記八月十五日に村人らの「神社集会議決」とあり、治安上も放つておくことができないと警察は判断したのである。同日の日記には「嶋田と協議の上、最早村役所にも手出しを為し度、右の答の赴きによれば我等充分に任を尽したる訳なれば、左右方へ手払いを為すより外致し方なるべしと、村長へも報告書を出し、署長へは明日野村と共に直接報告を為す事とし、島田より其の旨野村へ通達したり」と手を引いている。その後については伝えるものがないが、村長の威信一指導力は弱く、地方自治難航の姿として総括することができるのではなかろうか。

「春村町弘岡上公民館所蔵文書」に、「二十日会記録」という注意すべき史料がある。實に昭和十二年（一九三七）改組されるまで続いた有志の会で、本来は「弘岡上ノ村自治研究会」と銘打ったものである。その「起源」は

村の發展を期せんとせば村民個々の自覚心を促がすにあり、之が開發を図り実行努力心を興起せんとせば、公益事業に関する問題に対し、之れが果して宜しき事か、我が村への適當して自治進歩の資料となす価値あるもの哉を詳かに協議して、問題の解決を遂げ、進んでの実行方法上に亘る責任ある道を発見して、共に勇往邁進の挙に出でざるべからず。吾が村は明治廿五年一月に於て如上の目的の下に、有志數十名相会し弘岡上ノ村廿日会なるものを組織し、毎月二十日に於て自治に関する問題の解決をなすと同時に、之れが実行を図るの有力なる機関となすに至り、之れが実施を明治廿五年二月廿日とし、第一回廿日会を開会したり。當時本村は道路争奪問題にて南北互いに反目し、相確執讓らざりしが、從来蟠まりし感情一掃せられ、發展に向つて協同一致、唯村各方面の成績を擧げんとする事に熱中するに至れり。

結成後多少年数をへて書かれたもののようにあるが、結成の事情は明白であつて、村内の対立を克服するための

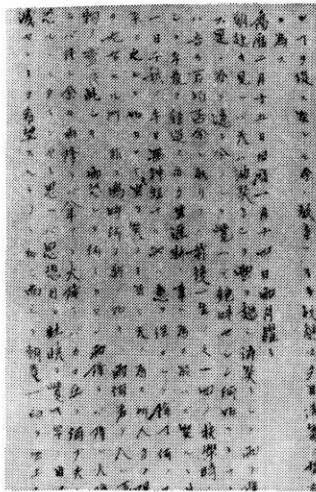
努力である。當時おそらくは道路問題のほかに、衆議院選における自由、国民の対立も後述のように激化、村はほとんど真二つに分れていたのであつた。穩健ないわば中堅層が事態收拾を図つたものであろう。中堅層は自作農を含んで層が厚く、したがつて日華事変までも、活動を続けることができたと考えられる。その規約には「自治の改善發達を図る」を目的と謳い、各種事業をあげているが、村役場を後援して村の一致團結を図ろうとするものである。改めて廿日会活動開始の明治二十五年（一八九二）に注意しよう。

「春野町役場所蔵文書」に、明治二十七年（一八九四）六月以降の、吾川郡仁西村役場の「村會議事録」がある。ごく一部分であるがそのなかに、村委会員の出席が悪くしばしば流会となつた記録がある。なお町村自治は軌道に乗つていない情態である。注意されるのは明治二十七年（一八九四）六月一日に、助役に報酬月額三円を給する案を議員提案しているが、その説明は「助役は従前の通り無報酬にて日々出務せざることは、勤務に厭れず、為めに村長不在等の節事務に差し支えを生ずることあるを以て、爾後は相当報酬を与え、日々出務し充分に村長を助け執務する様致したき意見」であった。驚くべきことではあるが、この意見は一旦不成立、小休後再議によつてようやく成立する。

またこの日同村委会は「仁西村条例」として、

第一条 本村は町村制第五十六条に拠り、村長を有給吏とす。

理由



門田益穂日記

戦争は戦われたものであるが、反面多くの犠牲は避けられなかつたものである。いわゆる臥薪嘗胆は在地末端にも染み渡り、歯を食いしばって耐えたものである。前述「門田益穂日記」明治三十年（一九〇〇）二月十五日によれば、この日は旧暦正月十五日いわゆるカイツリの晩であった。親友数人と秋山村に出向く益穂らは、「面を造り玉だすけに白鉢巻き、首に帝国の国旗を持し、腰に三尺の秋水（刀）を帶し」とい

し、其の局終に收拾すべからざるに至らん。之れが為め今回吏員欠員に際し忽ち其の人を得ざるに至れり、然るに之れに反して年齢其の他の利を顧りみず其の人を擧ぐるに至ては、新教育の下に出たる村吏適器のもの多々枚舉に違あらず。故に暫く是等人々を擧げ充分に村務の整理を尽せんとするにあり。

右の提案理由は満場の賛成をえている。教育を受けた新型の吏員が起用されるのは、一般には今少し後のようであるが、この時点で注意される理由である。考えさせられることは、前述助役の場合も含めて、村が金を出さず村出身者を名誉職として村長、助役を勤務させようとした傾向である。この傾向は、地主層の奉仕を主体とした戦前の地方自治の特徴である。もつともこれを非難することは当らない。地租、所得税、營業税、戸数割等をすべて国や県に押えられ、その付加税と財産収入のほか町村には財源がない。高い地租に苦しむ人びとがなるべく経費の節約を図り、その結果が吏員報酬の支出を渋る。そして結局地方自治の発達を阻害することになる。なお仁西村では、この時点で吾川郡書記山本茂利が村長事務管掌者となっている。村内における自由、国民の対立の延長もあったのではないかろうか。

日露戦争と地方自治　日清戦争から日露戦争までの十年間に、春野地方の村々に起つた歴史については、伝えられたものがきわめて少ない。「門田益穂日記」明治三十年（一八九七）三月二十四日には、「本日中ノ村助役土居の辞職に付き村委会を開く、村長の改任に甚だ困却す。岡本捨吉君余床に在る時来りて曰く、村長は公平の権限を好むと談數刻にして帰る。噫村長を望む者甚多く、今や村内の有様雨か雲か吾れ之れを知らざるなり」とある。當時弘岡中ノ村村政は人事で難航しているようである。こうした程度の内紛は免れがたいものであろう。なお同日記明治三十四年（一九〇二）二月十八日には、同日午前一時より同六時までの森山村新川の大火の記事が詳細である。龍吐水という旧式の消火器を、二時より六時まで間断なく押してやつと消し止める。火はもじ屋

の蔵で止まつたという。同日記には「地方人民の軽薄にして氣俠の精神の乏しきに在り、唯々袖手して之れを陪観し、甚だしきに至りては、高帽美髪にして余輩等の全力を注ぎつあるにも何の感も無く、恰も血液を去りたる無神經の如く、其の人心を解剖せば人の危害を反りて喜ぶものゝ如く、反りて善き眺めの如くするなり」と怒り嘆いている。いつの世にも多い無関心、利己心は地方自治にもマイナスである。近世仁ノ村にも大火があった。消防の発達していない時代の密集地の火事は水害以上に恐ろしい。しかも罹災者の救済が、なお地方自治の重要な責務でない當時である。その復興は言語に絶する苦心となつたことであろう。

さてここでは、明治三十年（一八九七）代には村々に問題が比較的少なかつたとしよう。もちろん農会法は明治三十二年（一八九九）六月に、産業組合法は同三十三年（一九〇〇）三月に公布された。これは農村に問題のあったことを示し、「西分村史」によればすでに明治三十一年（一八九九）より農会の活動が開始されている。しかしながら産業組合は、「細川義昌日記」明治三十八年（一九〇五）二月二十七日に、「此の日県庁内産業組合講話あり」とあるように、明治四十年（一九〇七）代以後の問題であった。いわば、こうした農村の比較的安定の中で日露

の蔵で止まつたという。同日記には「地方人民の軽薄にして氣俠の精神の乏しきに在り、唯々袖手して之れを陪観し、甚だしきに至りては、高帽美髪にして余輩等の全力を注ぎつあるにも何の感も無く、恰も血液を去りたる無神經の如く、其の人心を解剖せば人の危害を反りて喜ぶものゝ如く、反りて善き眺めの如くするなり」と怒り嘆いている。いつの世にも多い無関心、利己心は地方自治にもマイナスである。近世仁ノ村にも大火があつた。消防の発達していない時代の密集地の火事は水害以上に恐ろしい。しかも罹災者の救済が、なお地方自治の重要な責務でない當時である。その復興は言語に絶する苦心となつたことであろう。

さてここでは、明治三十年（一八九七）代には村々に問題が比較的少なかつたとしよう。もちろん農会法は明治三十二年（一八九九）六月に、産業組合法は同三十三年（一九〇〇）三月に公布された。これは農村に問題のあったことを示し、「西分村史」によればすでに明治三十一年（一八九九）より農会の活動が開始されている。しかしながら産業組合は、「細川義昌日記」明治三十八年（一九〇五）二月二十七日に、「此の日県庁内産業組合講話あり」とあるように、明治四十年（一九〇七）代以後の問題であった。いわば、こうした農村の比較的安定の中で日露

うは母細川八十歳の祝宴についての感想であるが、この時代を考えるに参考となると思われる所以載せた。

これは母細川八十歳の祝宴についての感想であるが、この時代を考えるに参考となると思われる所以載せた。

この数表は、おそらく春野地方の村々に一般化できるのであって、日清、日露両戦争が町村財政を圧迫している姿である。戦費のために増税は必至となるので、地方財政に緊縮が加えられる。しかも注意されるのは、右表が毎年歳入超過一剩余金を出していることである。これは地方財政を基本財産に求めた当時の姿であって、剩余はすべて基本財産繰り入れとなるが、この時点でそれが公債の購入となっていく。公債といえど、「細川義昌日記」明治三十八年（一九〇五）六月二十八日に、「秋山へ行き村役所へ国庫債券悉皆の払い込み、四百三拾円五拾銭を正文に依頼す」とある。相当莫大な金額である。同様のことは各村にあつたことであろう。同日記には当時の指導者の日露戦争に対する構えを次のように記している。明治三十八年（一九〇五）九月四日には、

明治一八	九一七四・六三	八三一円九八
二九	一〇四八・八九	九五六・一四
三〇	一三四〇・三三	一一八〇・六八
三一	一八五八・九四	二七一五・四五
三二	二六七四・〇八	二五三七・九一
三三	二九二五・六四	二六五三・五五
三四	三四八〇・五九	二三三五・八七
三五	三九六四・二七	二八三〇・七一
三六	三八九六・八六	二九八〇・三一
三七	二六二三・四八	一七八三・七〇
三八	二六四五・五八	一八五五・八六
三九	二八八六・七五	二〇〇〇・七六
四五	四四四〇・〇一	三三六七・〇九

年 次	歳 入	歳 出
明治一八	九一七四・六三	八三一円九八
二九	一〇四八・八九	九五六・一四
三〇	一三四〇・三三	一一八〇・六八
三一	一八五八・九四	二七一五・四五
三二	二六七四・〇八	二五三七・九一
三三	二九二五・六四	二六五三・五五
三四	三四八〇・五九	二三三五・八七
三五	三九六四・二七	二八三〇・七一
三六	三八九六・八六	二九八〇・三一
三七	二六二三・四八	一七八三・七〇
三八	二六四五・五八	一八五五・八六
三九	二八八六・七五	二〇〇〇・七六
四五	四四四〇・〇一	三三六七・〇九

「西分村史」には左表のように同村の年次別歳入歳出の統計がある。

う物々しい出で立ちである。いかにも時局が青年層に影響していると見られよう。同日記にはこの前後「秋山村に行く前後八回、到る所に娘三、四人居らざるなく、而して皆美にして好く礼法を知り挙動大いに度にかない、見るべき者少なからず、之れを以て見れば、近村中娘の教育到り礼を知る秋山に及ぶものなし」と結んでいる。兩者を比較して明治人の気象が語られているようである。

ところで、西分出身で後陸軍中将となつた藤本太郎（一八五四—一九四〇）をはじめ、直接戦争に参加した者の数も日露戦争は格段に多く、農業にも支障を生じた生活に困る者もある。知事—郡長—町村長をそれぞれ長とする兵事会が組織され、軍事援護が行なわれたが、農村ではほとんどは伝統的、血縁的・地縁的な共同の慣行によって切り抜けられる。それが道だと考えられたのである。「細川義昌日記」明治三十九年（一九〇六）一月十日には、「本日的大場奥田早苗遣骨。下げ渡しに付き、秋山一同迎えに行く。千鶴も迎えに行き一時頃帰る」とあるが、同様の悲しみの凱旋は各村で迎えられたことであろう。春野地方で計三十八名の戦死者がでている。

日露戦争開始前年の、明治三十六年（一九〇三）十月十四日の「門田益穂日記」には、「戰雲ようやく急な當時、豫後備兵演習召集解除を喜んで、「再び召集の命ある迄軍人たるを得ざるも、何となく自由に恰も籠中の杜鵑の再び天外にもどれる如く、口は自由也、法律の許す所我亦自在也、嗚呼快亦壯」と叫ぶ。すでにその年五月三十一日の同日記には、「午後五時高橋勇馬氏善通寺騎兵隊に召集せらるゝに付き、其の送別の為め事務所にて送別の茶菓を応接する事とせり」とある。⁽³⁾自由はおろか生命まで犠牲にしてこの戦いは進められたものである。この年代には、おそらく村々に紛争の比較的少なかつたことが、改めて確認されよう。

農村危機の開始 吾川郡弘岡上ノ村「村會議事録」春野町弘岡上公民館蔵によれば、明治三十八年（一九〇五）四月十七日同村委会には、「吾川郡弘岡上ノ村有給村長廃止条例」を提出、「将来有給村長条例の必要なきを認むるに付き」と理由をあげる。ここにも前記戦争による協力一致の地方自治の傾向が示されているが、戦後とくに明治四十一年（一九〇八）より、後述「西分村史」の伝えるように、道路問題をきっかけに西分村は大混乱となる。この時同様仁西線—道路問題で秋山村にも激しい対立のあつたことが、「土陽新聞」同年九月に伝えられている。この問題について「村會議員の多数と村民の衝突」と同紙は述べているが、この点について、同村長岡崎

伊佐馬は浮説として取り消しを新聞社に求めている。誇大な報道があつたとしても、村内に対立のあつたことは事実であろう。明治四十年（一九〇七）代にいたって、問題点が露呈したものである。⁽⁴⁾

農村の危機は根深いものであつて、地主小作制の上に、さらにのしかかる資本主義の問題があり、一朝一夕のものではない。すでに農会の活動はこれに対処するために生まれ、農村の中核となる自作農を中心に生産の向上を図つて危機に対応する。これは反面地主経営の安定にも連なるものであった。農会活動は、明治四十年（一九〇七）代より大正期と活発に行なわれたが、「西分村史」には西分村農会の收支の累年表がある。今抄出すれば

年度	事項	総 収 入	補 助 金	会 費
明治三八		六九円一五	二五円〇〇	三三円五七
" 三九		二〇九・一〇	一二〇・七〇	"
" 四〇		一四六・二六	一〇四・〇〇	"
" 四一		四〇一・五六	三八〇・四九	"
" 四二		三八八・一三	三五六・七四	"
" 四三		四一三・一七	三七八・一七	"
" 四四		四六一・三四	五五四・四九	"
" 四五		五一九・〇一	四五五・五七	"

右の表は説得的である。明治四十一年（一九〇八）度から補助金が激増するのに對し、会費は据え置きである。上からの農会への挺子入れを示すものであつて、村長が農会長であったが、その先頭に立つたのが農会技手である。前掲弘岡上ノ村「村會議事録」には、明治四十五（一九一二）年度予算に、はじめて技手給補助六十五

第十六章 西分村農會

第一節 概況

現状

第二節 農會經營事業
事業項目
各農事改良進行報告
事業

「西分村史」(春野町役場史)

田があげられている。すでに郡は技手の設置を勧奨し、そのため補助を出しているが、薄給の中で、生産中心に農村問題に邁進したのはこの農会技手であった。

技手を中心にしていわば農村発展への努力に、村是調査一白書(「西分村史」はその集成)があり、この期より大正期にかけて進められ、吾川郡八田村(伊野町)の村是調査等見るべきものがあり、その調査を土台にして諸種の計画が行なわれたが、

「西分村史」所収の「西分村産業調査事項」はこれに当るものである。その冒頭に

緒言

本村産業を調査し、村内多數有志各位の協賛を請け、上下一致此の方針此の計画に拠り、着々実行し極力奏功を期するにあり。

明治四十四年九月二日

西分村長兼農會長 小田玉城

(技手)

右の調査に協賛したのは、助役Ⅱ農會副會長、收入役Ⅱ農會幹事、農會技術員、村會議員、農會評議員、青年会長、小學校長、經驗家合計十九人である。村を挙げてであるが、中心は上記四人とくに技術員である。この調査について注意されるものに、「一時指導者が副業を極端に奨励し、當業者も亦極端に副業に馳せ、或いは養蚕に、或いは製糸に殆んど業態の主副を疑わしむるまでに業務複雜を極むるに至りし結果、終に米作には所謂痒ゆき處に手の行き届かず」との意見があり、その点に関連して養蚕については、「掃立枚数高は、既に本村農家の副業としては其の絶頂に達せりと存するに付き、今後多大なる桑園増殖の必要を認めず、寧ろ桑園改良に重きを

致すの適切なるを信す」と警告する。結論は

本村に於て将来最大發展の有望なるは、第一に果樹栽培、又改良に依り最大產額增加の有望なるは第一に米麦作、第二に養蚕、第三に宮林の各事業なりとすべし。

資本主義下の農業經營が、資本主義に押し流されまいとする懸命の努力であり、そこにはやがて苦悶する農村を予見させるばかりでなく、また現在にも連なる農村の姿を読むことができるのではなかろうか。これらの問題は、農業生產の技術的改善を重点とした農会には、荷の勝ち過ぎた問題であった。地主小作制矛盾の激化までの時期が、農会の活動を許したのではなかろうか。

なお「西分村史」には、明治四十年(一九〇七)代多くの村条例が制定されている。いざれも村落生活における團結強化を目標としたもので、前記農会の活動と一体をなすものとして考えるべきである。前掲弘岡上ノ村「村會議事録」には、毎年の「事務報告」をしているが、多少の村税滯納者のあつたほかはほとんど村政に困難な問題はない。村によつては、多くは平穀に推移したものであろう。ただ同村の場合でも、明治四十四年(一九一二)十一月八日、村長深瀬民衛辞任後は後任に難渋し、また条例を改正して有給村長とする。その理由として、「本村は町村制の本旨に基き名譽村長たりしも、病氣の為辞任せられ法定上の後任者を得ず、故に村長を有給吏員となざるを得ざる所以なり」とする。明治の暮切れに近いこの時点で、町村制の本旨にも時代の推移が避けられなくなつてくる、地主層の犠牲の上に村政を維持することは困難となる。長を含んですべての吏員に、適切な待遇を与え、村をこえて人材を求めるることは当然であった。すでに明治二十年(一八八七)代より吏員の身分、生活の保証の動きがあった「西分村史」。地主の旦那的発想で勤まる仕事でないことは、大正期になつていよいよ明瞭となる。それにも弘岡上ノ村「村會議事録」所収予算表には、この期生活扶助のための「救

助費」が年額一円であった。住民福祉はまだ政治の日程には上っていない。

民権運動の余燼

第一回衆議院選挙 「細川義昌日記」明治二十二年（一八八九）二月十一日に、

降雪、大日本憲法発布、大赦に依り罪消滅す。后（午後）第五時出獄す、金虎館に宿す。

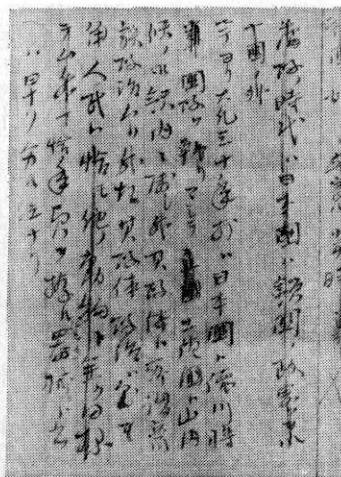
と短いが印象強く記されている。保安条例を拒否して石川島監獄（東京都）に収容されて一カ年余である。信仰によって獄舎の寒氣にも堪えて、義昌および土居勝郎（一八六二—一不明）が抵抗の歴史を綴つて帰郷したのは、同年三月四日のことであった。前日正午神戸港を出帆後、同日記は次のように帰郷を伝える。

午前四時浦戸港外着船す。南町有志橋船を以て遂に本船迄来る。右有志に携われ浦戸旧御殿に上陸茶菓の饗應を受け、赤飯の饗應を受く。諸有志並びに教会より夥多の迎の人に挨拶し、長浜有志輩の船に乗り川陸多くの迎えの人々に「せられ、東渡船場に着し、上陸し、多くの人々に迎えられ首尾能く着家す。

さながらに凱旋の勇士を迎える熱狂であつた。民権運動が多くの人びとの支持、共感を呼んでいたことがわかる。同月十八日には出身地秋山村で慰労会が開かれる。同日記に

秋山村長、義昌、一郎慰労会の為め懇親会を光頭山に開く。周旋人徳能喜代馬、川島鹿次、的場善田寅太郎、川島徳三郎、川沢伊太郎、吉良伊太郎、佐藤金三郎、弘瀬善介、川島弥三郎、川島幾治、岡崎善吾、岡崎利太郎、蓼原恵之助、秋山惣出盛なる宴会に有りし。家内一同案内有り、一郎と共に宴に望み謝辞並びに報告を為す。

「秋山惣出」とはまた盛大なものであった。義昌の個人的声望とともに、ここにも時代が語られている。



吉良順吉手記（吉良良吉氏蔵）

以後獄中生活の疲れも見せず、第一回総選挙を明年に控えてのいわば啓蒙活動・党勢拡張の運動は展開し、四月二十三日夜には「片岡、吉良、島田等と仁ノ村、西畠等人民五、六百名と共に、仁ノ村井上実吾方にて談話を為す、夜深更帰る」。また同月三十日には「西諸木紺屋にて演説会有り。聴衆百五十計り、弁者義徳、勝郎、順吉三名なり」。その他各地の同種会合に顔を出すとともに、各村有志の私宅にも出向いている。獄中生活に加えて今後の運動―選挙対策が話し合われたことであろう。五月三十一日の同日記に、「西分村高橋文助方にて吾川郡東部有志会「有り行く」とあるのは、次第に結束・組織化が選挙を目標に進んでいたことを示すものである。七月一日に同じく、「西分本願寺出張所にて有志憲法研究会「有り行く」」同日記とあるのは、またこの時点で印象的である。憲法の内容について、日本人は何一つ知らなかつたといわれるが、春野地方にこうした研究会が持たれたことは、まことにすばらしい歴史と云えよう。同月二十五日細川義昌、西原清東らは、足を伸ばして高岡郡須崎村（市）付近の吾井郷、多郷、押岡、および同郡久礼村（中土佐町）等に遊説、外交、減租等の問題を論ずる。演説会終了後は懇親会を開いて団結を盟つてゐる。とくに久礼村

では「本夜暑気苦熱忍び難き有り、海滨に於て談ぜんと相共に海滨に出て火を点じ」て時局を談ずる。理想を求めた明治人の姿の彷彿たるものがあると思われる。さらに九月には、吾北地方の各村を同様に遊説する。こうした運動の中で、各村の動向は漸次明らかになっていったのであろうか。なお同日記には、東諸木あるいは仁ノ村方面の動きについて憂えている。これは後述の投票結果にも示されるところである。

その後十二月には上阪し、「十日より十四日迄諸國有志者」同日記と総選挙に對して情報交換等連絡を図った後、いよいよ明治二十三年（一八九〇）となる。吾川郡は第二区に屬し、候補者として自由派より片岡健吉、林有造が出馬、これに對して国民派よりは片岡直温、弘田正郎が出馬する。選挙運動一演説会は春野地方にも多く、二月六日戸原に、その翌七日には森山村に等である。とくに同日記同月二十一日の、

新川磧にて山南懇親会を為す。会する者五百余名、數十人演説並びに祝文朗讀者あり、最も盛会、余興角力を取らす、小川村猛虎勢大勝、見物山の如し。

右の「山南」—吾南のことである。自由派の意氣は高く、この勢いを一举に総選挙にと考えたのであろう。この間も吾北、高北各地の遊説に席暖かなるに暇のない日々であったが、同日記三月十四日には、「片岡諸木へ談話に来る。自分も談話を為す、四百名余り集る。大いに感動の模様なり」と、いわゆるきめ細かい運動も怠っていない。同月二十六日には吾南各地を巡回し、たとえば「西畠へ行く。前田熊治へ行き選挙の注意を談じ」と同様である。なお翌四月十五日の森山村吉村源治方の演説会は、弁士細川義昌、藤崎朋之、安芸喜代香と錚々たるメンバーであつたが、聴衆百五、六十名と少數のようである同日記。これも開票後納得のいくところである。なお「細川義昌日記」は、ほとんど自由派の動きを伝えるばかりであるが、もちろん反対派の動きも活発であったはずである。

投票日は七月一日であった。前月の六月五日には、候補者片岡、林が西分村で演説、翌七日には仁ノ村で大懇親会が開かれる。会員四百名見物三百名と同日記は伝える。一種のデモのようである。義昌はこの月十七日片岡、吉良順吉と同道幡多郡に向つたが、高岡郡の情勢が「反対党宇佐（土佐市）を本陣とし、新居（土佐市）其の他へ手出しを為し、活発なる運動を為す。殊に須崎無人高岡郡危き」同日記と聞き、須崎港で下船する。義昌は

以後高北各村をへて郷里に帰り、東諸木で二十八日安芸喜代香、植木枝盛の演説会を開く。いよいよ当日は來た。同日記七月一日に、

雨、衆議院議員投票立会として、村役所に行く。異常無く投票終る。

翌日投票匣を送つて須崎村（市）へ行き、郡役所に渡してあとは開票を待つのみである。

開票結果は自由派の片岡健吉と林有造は大勝となつたが、「土陽新聞」明治二十三年（一八九〇）七月五日の伝える、春野地方各村の党派別得票数は、後述の選挙大干渉あるいは前述の選挙運動と考え合せて注意されよう。⁽¹⁵⁾

村名	党派別得票数	自由派	国民党	無効
弘岡上		三三	一	一
同中		三一	四	一
同下		四九	○	○
秋山		四三	○	○
仁西		一三	一二	○
森山		一一	一五	○
諸木		二八	三〇	三
木塚（西分芳原）	四三	三		三

なお吾川郡の集計は自由派三九四、国民党七〇、無効一三となつてゐる。有権者は地租十五円以上を納める上農であった。地租輕減等を求めて反政府の自由派を支持したと思われるが、それでも全村自由派を支持した村には、必ず民権運動の指導者があつた。伝統的な村の團結が民権運動を支えていた面もあるう。仁西、森山、諸木



山中平次墓（秋山墓地）

民党即死二名、負傷三名あり。

右の「民党即死二名」の一人が、前述平次である。すでに八十年を越える過去となり、記録の伝えられたものがほとんどないこの事件は、今や秋山でもおおかた忘れ去られようとしているが、同地の徳能熊五郎氏よりの聴込みによれば、平次すなわち山中平次は、同地下秋山の橋のもとで樽屋をしていた。この時国民派来襲に備えた、同地自由派のため見張りに行って殺されたという。今一人は内田喜久馬であって、彼は石屋であった。

吾川郡の殺傷（一月十五日午後二時高知発）、昨夜吾川郡秋山村にて民党、国民党百五十余名に囲繞せられ、乱撃奮闘して民党即死二名、負傷三名あり。

秋山学校にて本日は旧暦正月十六日にて、彼の平次等遭難の一周年に付き記念会を開く、片岡、藤崎両人を招待す。首尾能く済む。片岡、藤崎両人宿は岡崎元祐方なり。

として、平次らの冥福を祈つて懇ろに一周忌を弔つてゐる。事件の記憶も新たに、万感の想いに一同包まれたことであろう。「内務省史第二卷」には、「選挙干渉事件」としてこの時の全国の情報をまとめているが、うち高知県の部には、

抑も我県選挙競争は其の日の割合に長く、又其の暴力の一種奇妙なるは実に日本第一等の事にして、殊に其の第二選挙区は其の惨毒を流すこと一層甚しく、彼の斗賀野の暴挙と云い、佐川町毎夜の民家破壊騒動と云い、伊野町兩度の逆旅暴行と云い、戸波村の屯集となり、川内村温泉場の群集となり、其他諸所に現出せる小修羅場は、實に枚挙に遑あらず。

同年四月二十一日の「土陽新聞」には、藤崎朋之の回想として、

木がほとんど真二つに割れているのは、その理由をここで明確にできないが、後述新階武雄の動きから、すでに民権運動より脱落する村落指導者がでていたからであろうか。

選挙干渉始末記

第一回総選挙後開かれた第一回帝国議会以後、政府と、衆議院で多数を占めた野党—民党は激しく対立し、野党は民力休養を理由に予算の削減を求め、とくに大陸情勢に対し軍備の増強を進める政府に迫り、審議はすこぶる難航したので、ついに明治二十四（一八九二）年十二月衆議院は解散となり、翌二十五年（一八九二）二月十五日総選挙が行なわれる。この選挙は、内務大臣品川弥二郎の進めた選挙干渉によって後世永く伝えられているが、とくに高知県は、民党—自由派の根拠地として干渉は熾烈を極める。知事調所広丈、警部長古垣兼成指導のもと打倒自由派の策が練られ、ことに、自由派の巨頭片岡健吉と林有造の出馬する第二区に力が注がれ、吾川郡長三浦一竿を退けて国民党の大脇之治を後任とする。知事、警部長の指示のもとに各郡長、警察署長は国民党への投票を勧説強要したばかりではなく、片岡健吉が首相松方正義に宛てた抗議書には、「巡査等の各選挙人に當るや、公然長官の命令なりと称し、甚しきは巡査、郡吏四散遊説するのみならず、警察署員は市井無賴者、即ち平生見て以て兇漢悪徒視する者を募り、之を其の爪牙とし政党運動の魁たらしむ」「高知県史近代編」という、國家権力で干渉する暴状であった。まったく未曾有であり、今日われわれの想像の外であるばかりでなく、前述第一回総選挙に比しても雲泥の相違であった。

右の「民党即死二名」の一人が、前述平次である。すでに八十年を越える過去となり、記録の伝えられたものがほとんどないこの事件は、今や秋山でもおおかた忘れ去られようとしているが、同地の徳能熊五郎氏よりの聴込みによれば、平次すなわち山中平次は、同地下秋山の橋のもとで樽屋をしていた。この時国民派来襲に備えた、同地自由派のため見張りに行って殺されたという。今一人は内田喜久馬であって、彼は石屋であった。

平次同様見張りに行って殺される。二人とも共同墓地に葬られたが、今はその墓碑を捲すにも骨が折れるようになった。地上百歳の墓を保つは困難であるが、この二人ともその職業からいって、選挙権を持っていたとは思われない。自由に情熱をたぎらせ、進んで命を賭けたのではもちろんあるまい。では、村内のいわば名望家たちの民権運動に、何故に共鳴して危険な見張りをしたのであろうか。結果論であるが、民権運動は、この事件を最後に急速に地主のいわば利己主義の中に薄れていく。命まで失なった庶民の願いは、吸い上げられる事なく空しく消え去ったのであった。もちろん反権力的土壤は残したとしてもである。

この時平次らを殺した国民派百五十名は、一体どこから来たのであろうか。この選挙に、第一区から自由派に対抗して、諸木村出身の新階武雄が国民派として出馬している。諸木、森山、仁西方面の前述国民派勢力は、この新階武雄と無関係ではなく、この時点では秋山村が自由派の中核として、これは細川義昌、島田糺の出身地でもあり、上記村々の国民派から包囲攻撃されたのであろうか。かつて弘岡井筋の井下村々の利益を守つて同志として団結した者も、歴史の進行の中で袂を別つことになる。その直接の理由は明らかでないが、同一階層の出身とすれば、個人的な対立感情、あるいは村落一地域の主導権争いもあったのであろうか。民権運動の矮少化を警戒しながらも考えられることである。多くの同調した無産大衆が、ほんとうに自覚するにはなお時間を要したと思われるが、この事件での衝撃が、大正一昭和の秋山村の動きに尾を引くと考えられるに違いないだろうか。事件の衝撃は国民派にも同じであろう。一夜明けての後悔は、自由派よりももっと厳しいものであったかと思われる。

さて、こうした干渉にもかかわらず国民派は敗れた。ただ第二区では片岡、林が不正な開票によって落選となつたが、両人の、大阪控訴院への告訴によって開票の不正が明らかとなり、改めて片岡、林は当選となり、一度當選とされた片岡直温、安岡雄吉は落選と決定する。同告訴状「高知県史近代編」には、「撰挙委員長、同委員等

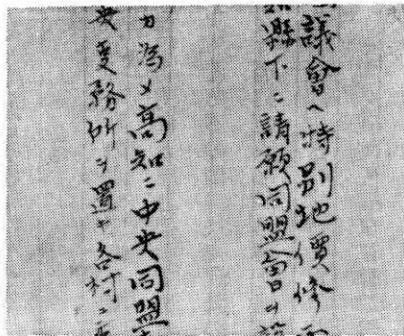
種々不正の手段を以て諸得点を増減し」と述べ、片岡健吉の得点中より一百八点が片岡直温に移され、また林有造の得点より一百二点が安岡雄吉に移されたとある。まったく信じられぬことであるが、事実はそれがあつたわけである。「細川義昌日記」明治二十六年（一八九三）一月十四日に、

自分東諸木へ行く。諸木選挙人の内昨日左の呼立有りし由。来る二月廿三日第二区衆議院議員當選取消訴訟人として、中川左平、大山長太郎、岡崎銀次、高橋平太郎、横田源七、亦た立会人同様来る三月一日出頭すべき様呼立てらる。竹本茂、田島貞彦、横田鹿太郎、川瀬鉄弥、池義久。

これは右の訴訟関係である。同日記はこれに加えて、「新階武雄帰郷新聞に在り、諸木にて逢し人なしと」ある。短かいが妙に気になるところの記事である。このほか同日記には、この時期に義昌が新階を訪ねて、会うことができなかつた記事が散見する。前述推理はこれに依つたものである。なおここで「土陽新聞」明治二十五年（一八九二）四月二十二日所収の左表をあげよう。

高知県第一区選挙各村自由派投票点数表（抄出）

村 名	林 有造	片岡 健吉	自 書	代 理
森 山	八	八	○	八
秋 山	四四	四四	七	三七
仁 西	一二	一二	一	一一
弘 岡 中	二七	二七	六	二
同 下	五〇	五〇	四	四六
同 上	二六	二六	七	一九



「地主同盟会規約」案（吉良良吉氏蔵）

これを前述第一回総選挙の数と比較すると、ほとんど同様であるが、村によつてかなり自由派の落ち込みがある。干涉の結果であろう。

地主同盟会規約

高知県における自由民権運動は、士族民権より出発しながらも、立志社の創設以来、富裕の農商に訴えてこれを戦列に組み入れたが、やがてこの運動はむしろ地主層を主導者とすることになる。政治に金のかかることは昔も変りなく、軍資金を地主層に求め、その要求たる地租軽減を戦いの主目標としたからと考えられる。ところで高知県の自由派が、華々しい活動の裏に軍資金に苦心していたのは、左に示す「吉良家文書」に明らかである。年次不明であるが、おそらく明治二十三年（一八九〇）頃であろう。

拝呈、陳れば先達て衆議院議員選挙の前、即ち去る五月谷氏宅會議決を以て、借入候百円金（六月にも同様百円借入れたれども、此れば来月期限に御座候）本月廿日期限に相成り候得共、兼て右消却を要する各郡寄付金延滞の分へ集まり申さず候に付き、過日谷氏と示談の上、借入れ向き第八十銀行孕石氏へ延期の相談致し置き候處、別書の通り返書來り候處、右は谷氏及び故西村氏の名義を以て借入れ致し候得共、西村氏死去に付き、同氏の代りに一人連印者を要する次第に御坐候間、御迷惑乍ら諸氏の中に御示談の上、右此の度延期証書き替えの節相連印相願い申したく候間、右御相談申し上げ候。

十月三十一日

吉良順吉殿

武市安哉殿

海南社にて 弘瀬重正

竹村太郎殿
山本正心殿

都築茂理馬殿

追て此の者へ御返事下されたく候。尚お別紙御覽の上御返しを乞う。

借り入れの名義人死亡による、新連印者決定を求めた書状であるが、ここで取り上げたのは政治活動の資金を銀行より借入れたことであり、またその借入れ金の返済に苦しんだ姿である。借りたものは払わなければならぬ。結局地主層の要請に答えて、地租軽減を中心に民権運動は低落して行くのではなかろうか。同家文書には、やはり同年次の左の書類がある。

地主同盟会規約（仮称カ）

第一条 第一、第二回の帝国議会へ特別地価修正（地租軽減）を請願するが為め、高知県下に請願同盟会を設く。

第二条 第一条の目的を達するが為め、高知に中央同盟事務所を（置き）、各郡（市）に各事務所を置き、各（町）村内に委員を設く。

第三条 中央事務所に委員八名、各郡市事務所に委員五名を置く（各町村委員の数はその町村の適宜に任す）。

第四条 本会は其の目的を達するが為め、適宜の運動を為すべし。

第五条 本会は県中央部の費用として、本県内田畠所有主より地租金一厘に付き、五厘の出金を受くるものとす。但し費用支弁の方法は中央委員に於て規定す。

第六条 本会は前条出金の外篤志者の義捐を受け、運動費途に充つことを得。

第七条 県中央委員は、各郡市より一人宛を各郡市委員に於て選挙し、郡市、町村委員は各郡市、町村の適宜に任す。

諸木	二三	二二	三	一九
木塚	四三	四三	四	三九

県中央委員は本月中に各郡市に於て選挙し、八月一日中央事務所に來会するものとす。但し委員來会迄の事務は、県会常置委員に委托す。

以上は草案のようであつて、若干の修正は（）で示されているが、いろいろの意味を語つてゐる。義務負担は地租壹円に五厘と僅少であるが、篤志者—地主の義捐を考慮している。また暫定的に県会常置委員が事務を執行する所あるのは、民權運動の中心が県会議員であつたことを示すものであろう。なおこの同盟会なるものの具体的な運動の成果が、前述地価修正と思われるが、こうした過程を通じて急速に地主層の在地性が失なわれ、完全な寄生地主と化することは注意すべきである。

地主の在地性喪失には二つの方面がある。まず「吉良家文書」に、明治二十四年（一八九二）の「日雇帳」がある。これを集計すれば四十五人役となる。万延元年（一八六〇）の「吉良宅快日記」は、約五分の一の破失にもかかわらず、集計して年間約百五十人役の日雇いがあった。おそらく四一五分の一と激減したことであろう。これは大巾な手作りの放棄である。この点について、明治二十四年（一八九二）の「日雇帳」に、

同（二月）廿七日

一、三歩

稲。まき。

同（三月）廿九日

一、七歩

田。うえ。

合計一人役とあるが、ついに稻刈りの日雇いはない。稻作はほとんど完全に放棄する。畑作のみは若干つづけている程度である。「細川義昌日記」明治二十三年（一八九〇）五月十三日に、

直次來り下たの田。すきかきし、竹作妻おたく、升吾妻、下女等植。付けを為す。

と屋敷付近の田を作っているが、以後執拗なまでに農業を捨てなかつた義昌も、日記からは稻作はほとんど消えていく。政治、経済活動を都市で活発化すれば、手作りを放棄せざるを得ない。前述吉良禎吉が父順吉を哭した文章の中に、禎吉が父出高の翌日早朝出發して、「中島町なる寓所に着せり」とある寓所は、高知での順吉の居宅であった。こうして地主層は高知市に出る。「細川義昌日記」によれば、体力と氣力に物言わせて、義昌はしばしば高知市と秋山村とを往復したが、土陽新聞社長となつた後は、ついに高知に寄留する。同日記明治二十四年（一八九〇）九月十五日に、「当分自分等夫婦高知に引移る為め、本日荷物を送らんとし、早朝より其の支度を為し荷物取揃える」である。なお地主が手作りを放棄した契機に、日雇い賃金の漸次値上りもあると思われるが、米価のまた漸次値上りしたことが、さらに大きな契機である。

地主層はかくて、宛口米をもつて都市生活にふさわしく子女を教育していく一方、資本主義的企業にも投資する。^⑯「細川義昌日記」明治三十七年（一九〇四）の金錢出納簿には、「京釜鉄道配当金受取」、「高知新聞社株金払込」、「農工銀行より受取」等あるほか、他の方面高知県遠洋漁業会社等にも出資しているようである。しかしながらこれらの収入は、年八十石の宛口米の収入と比べて、ほとんど問題にならないのであつて、地主より産業資本家の道もなかなか容易ではなく、政治活動もその資金に土地を手放し、いわゆる井戸塀となる危険が多く、結局は同日記の示すように、なお比較的安い日雇賃で、畑作中心とくに養蚕を中心として手作りを行なうとともに、子弟を教育するのが一番の道であつたようである。明治十九年（一八八六）秋山村に、地租二十円以上納める地主一富農が二十三名あつた「同日記」。近森謙郎氏調査によれば、現在も農業を行なうものは内七名である。農地改革の打撃もあり、その以前に村を出た者も少なくないが、教育を受けて転業した者が多い。正しい教育こそ最大の投資であろうか。春野地方で全国的に活動したのは、こうした地主層の出身であった。いずれも本書でふれる

が、仁西出身で地方官として活躍した竹崎米吉（一八八二—一九六七）、あるいは内谷出身長崎彌（一八四七—一九一七）—裁判官—もその一人であろう。

朋党比周

「土陽新聞」明治三十二年（一八九九）七月十九日号に、当時の論客宇田滄溟は「自由と土佐人士」と題し、「明治三十二年の今日、世復た絶えて自由主義を説くものなく、偶ま之あるも人冷笑して陳腐なりと曰う」と嘆いている。かつて多くの人びとを感情興起させた自由民権運動も、今や跡方なく人びとより忘れ去られたもののようにある。しかしながら、反政府を目指した自由民権から地主の利益代表と化した政党は、けっして衰えたわけではなかった。日清戦争による挙国一致を背景にして、政党は憲政党ついで政友会と結成—統一—は進められ、県内でも旧怨を捨てた自由党、国民党は提携し、明治三十三年（一八九九）十月四日「土陽新聞」に、「今や漸く相一致して、^{高知}県又一つの政敵なきに至れり」となる。かくて同年十一月二十七日、立憲政友会高知県支部は結成発会される。発会式の歌「土陽新聞」には、まず保安条例、選挙干渉を果敢に戦ったことをあげ、さらにつぎのように結ぶ。

なれば政府と政党の反目一方ならざれば、
御國の末も危しと旧怨捨てて國の為、

昨日の敵も今日はまた又き友と睦みつつ、
元老諸侯と在野なる政党員は今ここに、
目出度く立つる大党派其の名も立憲政友と、
名乗り出でたる幸先に政府の枢地を占けるは、
誠に政党内閣の造り出されし始めて、
國の柱ぞ動きなき。

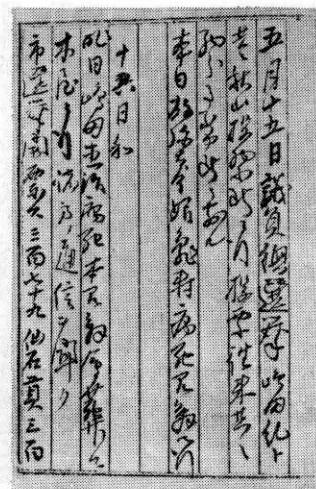
反政府の在野精神を失ない、政権に近づいて、その利権の分け前に参加ができるなどを、喜んだとしか思われないこの発会式の歌は、眞の政党内閣の成立を期するものではなく、なお政党内閣の成立は、大正七年（一九一八）の原敬政友会内閣まで約二十年を待たねばならなかつたものであつて、いわば初心を失なつた政党の墮落と解せられる。したがつて、翌三十四年（一九〇一）十一月二十八日の「土陽新聞」には、政友会高知支部委員総会は、「藩閥を絶滅し憲政の完美を期する事」と意氣盛んではあつたが、早くも高知に政敵なきを幸いに、内部分裂への動きを示すことになる。いわゆる郡部派と中央派の対立である。すでに前年の、明治三十五年（一九〇二）八月十日の総選挙には新しい動きがあり、秋山村甲殿出身島田糸が当選したが、同年末の解散総選挙を控えて、政友会支部は両派対立混乱する。明治三十六年（一九〇三）一月の、「細川義昌日記」はこのことについて詳細である。「同日記」一月二十三日から三十一日までが大詰めで、郡部派を代表して桧垣正義が反旗を翻している。當時すでに板垣退助に指導力なく、片岡、林の両先輩も退潮に向い、また進歩党系勢力の侵入もあり、いわば政界再編成の動きが、総選挙を前に露呈したものである。「片岡健吉日記」同年同月三十一日に、

午前集会、午後も集会協議繰る。夜両方の幹事を呼び支部解散、先輩六名を候補に推選することを決し、其の手続きを協議す。

とあるように、いちおう破局は回避され、「先輩」の推選に決して総選挙に臨むことになる。同日記二月二十六日には、

午前九時より秋山行き、水野、岩間同伴、午後四時より新川へ行き、両所にて演説を為す。土居要吉氏の宿にて食事を為す。

と片岡健吉は選挙運動に当っている。吾川郡はこの時点でも、多くは統制を守つて片岡健吉を支持しているよう



「細川義昌日記」
(高知市民図書館蔵)

細川義昌は一期で退陣した。明治四十五年（一九一二）までである。なぜ一期で退陣したのかわからないが、「細川義昌日記」には、ほとんど帝国議会に關する記事はない。ただ同年十一月、十二月上京とあるほか、明治四十三年（一九一〇）一月十二日には、伊野町に行き「議会の報告を為せり」とあり、またその日「吾川郡各村有志惣立。憲政友会入党」を郡會議員らと決議している。目的は鉄道建設促進にあつたようである。これが実現するにはなお数年を要したが、注意すべきことである。また帝国議会で演説し、漁民の税負担軽減を訴えたのは、忘れてはならないことである。なお保安条例に抵抗して細川義昌らと投獄された土

であるが、同日記には島田除名があるので、ここにも派閥の争いは浸透したのであろう。三月一日選舉の結果島田糺、片岡健吉らが當選したが、この混乱を見た「西分村史」の著者小田玉城は、同書で
他府県に於ては、以前既に選舉に多大の黄白（金錢）を散じ、投票を買収せる例あることありしも、本県はさすがに憲政の祖国を以て自負し、主義政見により投票権行使し、黄白の前に節を變ずるの徒あるは未だ曾て夢にもせず、選舉費用は僅かに名刺代と運動者の船車賃に過ぎず。憲政の擁護立憲の美果も亦本県より出づべく、立憲政治は唯本県民の特徴なる如く密かに期待せしに、何ぞ國らん、当年の選舉より他府県の惡風侵入し來り、選舉に多大の黄白を散するに至りしを惜む。然して県下各郡は一致を欠き、議員候補者の數又定数を超過せる時、独り吾川郡は選郡一致一系乱れず、立憲政友会支部擁護の位置にありしを以て、支部中権は自から吾川郡に歸し、最も優勢なりしは、此の時明治三十五年、三十六年の間にてありし。
さすがに、往年大同團結に奮起した民權志士の著者の面影の偲ばれるところであるが、こうした痛烈な批判をよそに、政党政治確立を待つことなく、政党は腐敗への道を辿つたものである。昭和初期の農村恐慌の中での、政党不信の淵源の遠く深いのを知るとともに、これがけっして單なる過去の歴史でないことに、また思いを致さねばならないであろう。

当選した片岡健吉は、しかしながらこの年十月病氣のため死去する。前述高知県政界再編はここにも示される。同年十二月の解散によつて、翌三十七年（一九〇四）三月七日總選舉があり、春野地方は島田糺に投票したが落選する。民權運動以来のこの政客は、ここでほとんどその政治的生命を失なつたようである。つぎに、次回の明治四十一年（一九一一）五月十五日の總選舉に、細川義昌の當選したことをあげねばならない。「細川義昌日記」同年四月三十日に、「午後一時より新町島田糺寓所にて吾川重立つ者の会合を為す」とあり、また五月四日には「夜島田糺に会合、終に議員候補者たるを承諾す」と出馬を決意する。五日より運動開始、高岡、西分に選舉事務所を設置、翌日西分、秋山、諸木、長浜の有志に挨拶、七日には「高岡事務所に夜通し往復す。西分選舉事務所に行く」と運動した後、早くも投票日の十五日は来る。同日記に

議員總選舉、島田糺と共に秋山投票所に行く。投票往復共に西分事務所に寄る。

演説会も開かず、もちろん街頭での連呼もない。明治三十三年（一九〇〇）山県有朋内閣で選舉資格は地租十円に引き下げられたが、なおきわめて限られた有権者——地主、自作農のいわば旦那衆であった。おそらく運動員の戸別の依頼による選舉運動であり、いわば從来からの政党の地盤に、ほとんど百パーセント負うたものである。

「西分村史」の、「本村は全部細川義昌氏に投票せり」はこの間の消息をよく示している。平素からの声望が運動を必要としないからであろうが、旦那衆の顔という悪い面もある。第一回總選舉とまた雲泥の差であった。

あるが、同日記には島田除名があるので、ここにも派閥の争いは浸透したのであろう。三月一日選舉の結果島田糺、片岡健吉らが當選したが、この混乱を見た「西分村史」の著者小田玉城は、同書で

居勝郎は、岳父武市安哉の北海道開拓に参加したのである。甲殿を出て彼地一浦臼に移り死した。また弘岡下出身新聞人として活躍した市原狸之（一八七五—一九四四）も、こうした長い歴史から生まれたものと思われる。

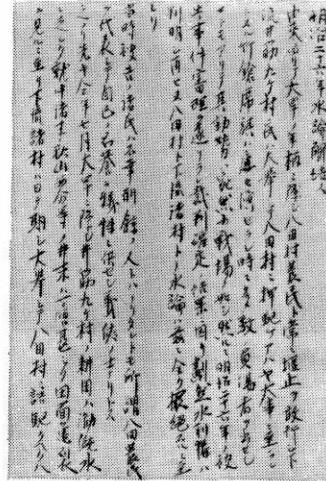
水利、水防の発達

八田村水論事件 前述したように、明治十年（一八七七）代、弘岡井筋の伝統を守るため、大阪控訴裁判所にまで提訴した春野地方は、勝訴の後、明治二十年（一八八七）土功会を結成水利、水防の近代化を進めたが、土功会はその後明治二十七年（一八九四）さらに改組され、水利関係は弘岡井筋普通水利組合に、水防関係は仁淀川水害予防組合の二本建てとなる。さらに制度化が進められたものである。ところでその前年の明治二十六年（一八九三）七月二十一日には、ほとんど未曾有とも云える水論が、井下村々と八田村（伊野町）との間に爆発する。「西分村史」の著者は、利害の対立した八田村に多くの逮捕者の出たことに同情し、「八田農民を代表して自己の名譽を犠牲に供せし義侠の士」と逮捕者を評価する。村落対立を超えた水に対する農民の心情からであろう。近世編でも触れたように、八田村の灌漑用水車は、干天のため用水減となつた時には、とくに水車用堰を撤去する定めであった。すでに明治九年（一八七七）にもこの問題で八田村と井下村々は対立したが「水車記録」、「西分村史」によれば、明治二十六年（一八九三）六、七月と干天のため用水不足となつたので、下流より堰の撤去を求められたが、八田村ではこれに応じない。両者対立を深め、官憲の説得も成功しない。ついに八田村民は不法にも、

七月二十日村役場に会合し、壇に堰止めを断行すべきことを決議し、同夜十時頃該決議を実行し、翌朝迄之れを継続し、

水車三十餘挺を運転せしめ、之れを各所有の田地に灌漑し、為めに弘岡上ノ村灌漑用の水車五拾挺の運転を止息せしめたるのみならず、同時に下流の水勢を減却せしめたるため、他各村の灌漑を妨害し、諸木、秋山両村の如きは翌二十一日午後二時まで全く灌漑の便を失し、幾分の田面乾涸して亀裂を生ずるに至りたる事実にして、即ち水利妨害の所為あるものと認定す。

となる。伊野警察署長鷲崎頼之は、高知および伊野、佐川等の各警察署および分署の応援をえて、まず八田農民の堰止めによる下流の水利妨害の実状を検証の上、事実を楯に、「八田村字切抜以西ハ農民充満し殺氣紛々として不穏の状を呈す」る中で、直ちに検事局に令状を請求、八田村民を「水利妨害犯」として数十名を伊野警察署に拘引する。八田村民の激昂はもちろんもつとも激しかつたが、井下村々の村民は警察の処置を諒としたので、小衝突による二、三の負傷者を出す程度で日没頃解散となる。八田村民は水利妨害罪として十九名と、官吏抗拒一公務執行妨害罪で三名が、重禁錮一ヶ月等の判決を受ける。不幸な事件として記憶されるべきである。水利問題は水田農業にとって死活の問題である。いわゆる井下九カ村は、いわば被害者としてこの水論によって水利慣行を守ることができたが、同じ農民としてやはり後味の悪いことであつただろう。「西分村史」の著者は、逮捕处罚者を義侠の士とともに、これによつて「再び又八田村と下流諸村との水論は茲に全く根絶」したとしている。雨降つて地固る結果となつたのであらうか。逮捕处罚者の一人石黒猛太郎はかつての民権運動家でもあつた。





碑記念行當切抜上岡弘

組合に関する契約」がある。「西分村史」の伝えるように、両者和解の上に成立したものであつて、明治三十九年（一九〇六）十二月のことであった。相當難航したが、八田村と弘岡井筋水利組合とは協議によつて、実は永い間の懸案であった弘岡上の行當に、防水施設——防水戸を水利組合より造る。これに対する八田村は外輪堤防の増築をすることになる。また洪水時の八田堰の取水口大井流の閉鎖基準を定めるとともに、緊急の場合その閉鎖を八田村が代行するというのであつた。これによつて、洪水の際濁流の仁淀川本流から行當切抜に氾濫することが避けられ、弘岡上の人びとは安心することができるのである。後明治四十五年（一九二二）にも、行當切抜防水工事に門を施工する等、前年の洪水による行當門扉破壊の反省から補強される。両者とも県が監督指導に当つているが、いずれも明治二十六年（一八九三）水論の反省が両者にあり、妥協策がとられたからであろう。水利のように限られた資源の利用は、慣行の尊重が最優先をするものであるが、相互の間に良識による妥協一步み寄りも必要と思われる。

「西分村史」によれば、明治十九年（一八八六）の仁淀川洪水堤防欠潰後も、左表のような堤防欠潰の大洪水があつた。

日付	欠潰箇所
明治二十三・九・一一	森山村新川大師堂上み長さ百一間、弘岡上ノ村長右衛門堤長さ二十間、

同二六・一〇・一四 弘岡上ノ村羽根長さ三十間

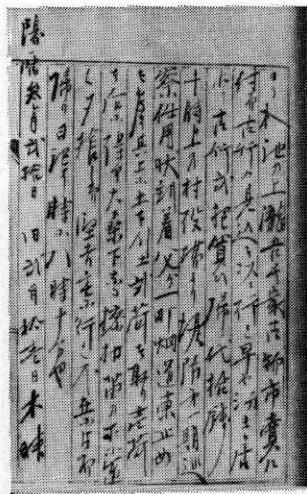
右のうち前者については、「細川義昌日記」に、きわめて精彩に富んだ記録がある。当日大風雨、夕方五時頃風雨は衰えたが、上みが切れたと叫ぶ者がある。半信半疑で後ろの新川川を見ると、「材木弁びに架橋の其の傍流れ行くあり。稲束、藁の連続して川中一面に流るゝを見」て上み切れを知り、直ちに自宅の洪水に対する処置をし、ついで分家細川正文方へ手伝いに行く。「納屋の取り納めを為し、桶を置き其の上に階段（カ）を置き之に藁を積み、其の他糀の如きは家の表坐敷に入」れる。まさか明治十九年（一八八六）の洪水よりも、ひどい事はなからうとの予想を破つて、夜の九時一十時と増水、ついに「正文方の坐上に登るの勢いあるを以て、畳、敷板迄もはぎ坐上へ棚を造り、或は鴨居へ釣り上げ」る。大変なことであった。義昌の弟義徳は船で義昌らを迎えて来る。水はやっと夜中の一時頃より引き始める。翌日の日記には

下秋山にても稲を積み、くろの儘流失せしもの多分あり、第一伊勢吉は二反分、寿吉は岡の瀬にて七人役、拾吉、六郎三郎二反分、斧次一反余、徳太郎七人役、乙松四人役分、下勇次半反、馬吉等其他芳作、熊は積みくろおひ取られ三十把、富太郎も同断一抱余也。その他にも流し又取られしもありし由、昨夜朝迄火なしにて、船を乗り廻りてひろい且つ取りし者ありと言ふ。右に付き漂流の稻夫々村役場員、地主の面々と巡回見分す。

大騒動であつたことがわかる。

西分村史によれば、以後左表のように仁淀川堤防の修繕、強化の工事が行なわれる。

順序	年次	工事の要点
第一期	明治二十四—二六年	堤防敷一間、馬踏三尺拡張と三尺嵩上げ、



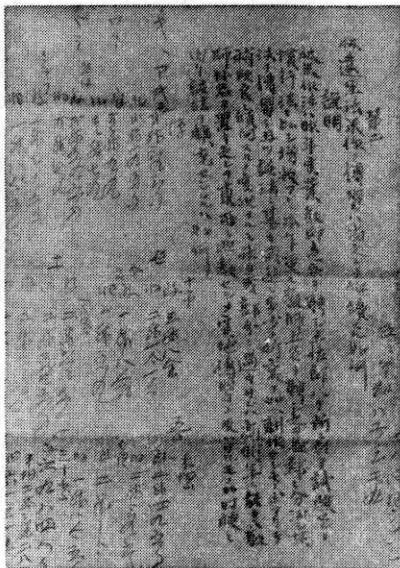
門田益穂日記
(氏穂藏)

トロ。運び人夫と口論ありしも、大したる事と成らすして止む」と氣を遣う。なおトロッコの使用は此の時点で注意してよいことである。また翌明治三十六年(一九〇三)十二月二十二日の日記には、「畦畔買収の件」として工事に伴なう用地買収に頭を悩ます。同月二十七日には「上工場出土なく、土場の争論」が起り、工事は中断する。声を励まして「受負者は山崩壊の権利あるを以て、断行すべきを申し渡せり、彼等其の方針を取り進行する様為す事を約せしむ」と督励する。その他堤防拡張による立ち退き問題にも多くの難渋をするが、公共の先行する時代でもあったので、諸困難を克服して連続長堤の近代化は大成し、明治二十六年(一八九三)洪水を最後に、堤防欠潰の歴史は終った感がある。改めて黙々として低賃金と長時間労働に耐えた人びとや、これを督励して成功させた、地主に代って台頭した自作農層出身の先輩に対しても敬意を表すべきではなかろうか。

ところで堤防は、前述霞堤をのぞけばほとんど河の両岸に連続する。したがつて洪水は堤防に挟まれて奔騰乱舞、ついに弱所を破つて氾濫する。両岸は競つてまた堤防を強化する。弘岡側で堤防を強化した上記の歴史は、高岡側にも同様であった。ことに明治三十二年(一八九九)の高石村(土佐市)中心に起つた堤防欠潰は、同地に惨禍を齎し、以後復旧を兼ねて堤防の増強が行なわれ、これが弘岡側を刺激し、両者の間に激しい対立を生じる。その焦点となつたのが、すでに明治三十一年(一八九八)九月十五日付、

吾川郡仁淀川水害予防組合長弘岡上ノ村村長小田玉城が、高知県知事谷河尚忠に宛てた、「水越嵩上げ取除の儀請願」「西分村史」にある、「高石村仁淀川沿岸に施工したる堤防の東端長さ百十一間の間高さ一丈三尺の嵩上げ」問題なのである。

“二”	“二八一三〇”	堤防敷二間、馬踏一間拡張、五尺嵩上げ、
“三”	“三五一三七”	堤防敷拡張と嵩上げ、
“四”	大正元一三”	臨時工事、堤防腹付け一肥満と嵩上げ二一三尺、



「高知県勧業諮詢会諮詢案」
(吉良良吉氏藏)

集中している、「吉良家文書」所収の県の第四回篤業詔問会詔問案に、一枚遠里法耕作の伝習は尚之れを細綴する如何」とあり、その説明に昨年（明治二十二年）「実業教師一名を聘し、土佐郡八カ所に於て試験せしに慣行法に比し増収あり。本年度更に教師五名を聘し之れを各郡に分派し、其の法を伝習し、且つ該法に基き或は之れに多少の折衷を加え耕作せしもの等ありて、稍改良に傾向するの実況なるも幾部分に過ぎざれば、尚明年中に於ては教師二名を置き」と非常な熱の入れ方である。同史料には吉良順吉の鉛筆による書き入れがあり、それを集計すれば、県下三十カ所の実験試作田から左表が得られた。すなわち

新法	旧法
“”””	板坪当り
二升三合	二升四勺四才
一勺八才	

増収率は約一一パーセントとなる。画期的な栽培法ということができる。県が以後下部機関を督励して強力にそ

の普及を図つたのは、自然であろう。

しかしながら、當時新技術の普及は相当時間を要したのであって、定着するのは日露戦争前後のことである。「西分村史」によれば、稻の正条植は明治三十五年（一九〇二）頃より一部の人によりて行なわれつゝありしが、全部に普及せしは、最近四十四年（一九一—）度よりなりとす。

とあり、同書はまた短冊型苗代についても、

農業の發達

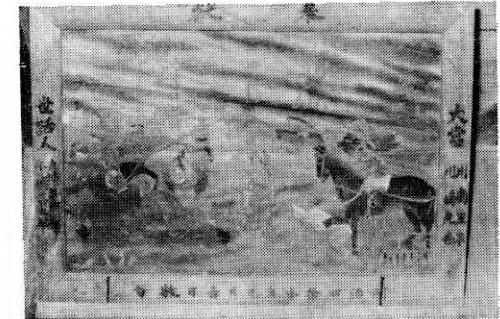
問題の場所は、現土佐市用石の東端宮崎の仁淀川沿いで、支流波介川とただ一条の堤防を隔てる。この部分が水越しと古来指定されたので、洪水のたび水は名の如くこれを越して波介川に氾濫し、はるかにその上流まで逆流する。この嵩上げは波介川流域住民の願いである。しかしながら弘岡側にとっては、その嵩上げは遊水地帯を減少させ、洪水のたび危険箇所となる新川大師堂付近を脅かす。両者の対立は深刻であった。請願書には同地が本来水越しであり、「普通堤防とは全く其の構造を異にする」ものであつて、ここに堤防を築くことによつて、「当組合（吾川郡水害予防組合）に被る損害の影響決して少なからず、而かも當組合の利益、生命、財産を之が為め犠牲に供すべき必要は万々これなし」と絶叫する。この結果もし洪水氾濫となれば、「風に怒るの波濤は能く天をも捲き、寒に憤る冷水は能く鉄をも断つべし、此の時如何にして公安を維持せらるゝや、あらか予じめ大いに高慮を煩さざるを得ざる所」と実力行使も辞せないとする。大同団結に上京、退去を命ぜられた往年の壯士の意氣なお衰えずの慨がある。ことそれほどに水防には人びとは真陥であった。迂余曲折の上妥協して問題は解決を見たが、ここにも伝えるべき貴重な歴史がある。⁽⁸⁾

これは、当年の門田家総収入四百十四円余の約五パーセントである。同家としては、生産力向上への技術的出資は、これよりもはるかに容易であったと思われるが、農村全体の動きが旧態依然としていた結果であり、この数字は當時として一般化が可能であり、自給肥料を中心に、労働力の激しい投入によって、いわば當々と行なわれていたことが知られよう。与市の子益穂は、明治四十年（一九〇七）頃の詳細な日記を残した。これによつて当時最高に達したと考えられる、いわゆる日本の農業の複雑な輪作—多毛作を示してみよう。

日雇賃	三円一七五（一人一七錢、一九日分）
肥料代	一・三五
養蚕代	七・三三二
農具代	九・一二五（唐箕五円を含む）
種苗代	〇・七六八
合計	二一・七五

さて、このように農業技術の改善が遅々としたものであり、また上からの指導奨励を必要としたことは、もちろん地租が重課であり、またさらに地主小作制が農民の多くを縛りあげ、技術改善への経済力と意欲とを失わせていたからで、富農経営を行なった弘岡中ノ村門田与市は、詳細な金銭出納簿を残しているが「門田家文書」、うち明治三十四年（一九〇二）分の一部—生産費を集計すれば、

さうやくその礎石を据えた年であった。西分村の場合明治三十一年（一九〇〇）からは会費のほかに補助金もあり、その活動は活発化する。いわゆる系統農会の系列で、上からの保護が加えられた農会は、近代日本農業—農村の指導的役割を果したもので、とくに産業組合結成前における活動は多方面にわたつた。これは明治二十年（一八八七）代より大地主不在化の傾向が顕著となり、農村には中小地主、自作農を中心にお低廉な日傭い労働を使う新たな指導力が生まれ、これらの指導力にとくに生産力発展の役割を期待し、それによって農会の結成と活動が進められたものである。「西分村史」によれば、明治四十一年（一九〇八）度より会費、補助金ともに倍増する。日露戦争後の資本主義の発達により、食料生産を中心に農村への国の要請が強められることとも、資本主義の影響を受ける農村自体の自衛の動きとも捉えられよう。

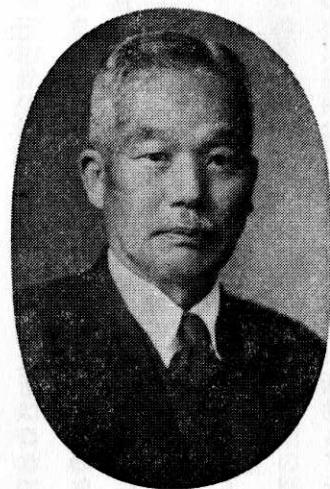


秋山星神社絵馬 (農作業図)

田整理方法を制定せられ、多くは巾四尺に改まりたれども、全く普及するに至りしは、明治三十六年（一九〇三）よりなりとす。

短冊型苗代が正条植よりも早く普及しているのは自然であるが、ともに相時間をしていて、なお短冊型苗代と同年に害虫駆除を目指して共同苗代の設置を、補助金まで支出して奨励したが、この問題は大正期まで持越される。後述としよう。

このほか、稻の品種に明治の末年頃穀良都、オギン撰、安岡坊主、王子等が喜ばれる。種糲の塩水選も同じく明治三十四年（一九〇一）より実施と、「西分村史」は伝えるが、この年は前述のように実は各村の農会の活動がよ



肖像

と謳われ、そのため「品評会或は講話会を開く」とある。原案では蚕種改良、生糸改良も考える雄大な構想であった。禎吉は当時二十二歳、吉良順吉の子息で、同家にはなおかなり多量の養蚕関係の書籍を藏し、勃興期産業の指導者にふさわしく、研究を積んでいたことを語っている。

さて「吾川蚕糸会」の最大の事業はまず品評会であった。そのため「品評会細則」「吉良家文書」が定められ、第一回は、明治二十八年（一八九五）八月西分小学校で開催される。同家文書には明治三十年（一八九七）八月弘岡高等小学校での開催の

旨である。明治末年になつてようやく水稻除草器が導入され、また桑畑に硫安、大豆粕を、また稻跡のれんげ、そばに過磷酸石灰を施す程度であった「門田益穂日記」。一般が、肥料らしい肥料を購入するのは大正期の米価と繭の高騰以後であった。

養蚕

稻作技術の発達の遅々たるに比べて、養蚕ははるかに速かであった。ことに地主手作地が小作地に切り換えるとともに、急速に小作農の間に普及し、その生産力を高め、これが高い小作料の負担に耐えさせる結果となる。上からの指導もあったが、とくに時代に目覚めた熱心な経営者が出了ことは、養蚕が新興産業であったことを示すものである。「吉良家文書」には「吾川蚕糸会」規約がある。弘岡下ノ村久万吉良禎吉の指導した、青年たちの意氣高らかな記録であって、組織結成は大体明治二十八年（一八九五）頃と推定され、養蚕業發展の一時期に當るものである。同規約第三条には

本会は郡内蚕糸業の改良進歩を計るを目的とす。

月名	作物	米	雑穀	豆類	芋類	野菜	養蚕	その他
一月			麦					
二月			穀					
三月	苗代		麦手入					
四月							大根収穫	
五月	田植		麦刈				ねぎ植	
六月	草取		ふろ豆蒔				生が植	
七月			えんどう豆蒔				かぼちゃ植	
八月	稻刈		夏大豆収穫				桑苗植	
九月	同右	そば蒔						
十月		麥蒔	秋大豆収穫					
十一月		そば刈	えんどう蒔	手芋収穫	にんじん蒔	わけぎ、にんにく蒔		
十二月				唐芋収穫	大根蒔	かぶ蒔		
				しょうが収穫	ほうれん蒔	にんじん蒔		
				かぶ収穫		みかん収穫		
						れんげ収穫		
						薪仕成		
							れんげ刈	
							桑苗植	
								薪仕成

富農經營の場合冬間は薪の伐採整理等があるが、小作の場合現金収入を求めて堤防や用水路の工事に働く。富農は米を売つて税金と諸入費に当てるが、小作の場合日雇い賃を諸入費に当てるなお辛苦する。生産費を支出する余裕はほとんどない。このように生産力拡大への投資のなかつたのが、当時のいわゆる日本の農業の特徴である。

第三回分の記録があり、吾川郡役所はこれに八十円の補助を、また吾南各村は各三円の補助を行なつてゐる。また生糸出品者数の集計は左表となる。その熱心さおよび普及度を知ることができよう。

村名	出品人員	村名	出品人員	村名	出品人員	村名	出品人員	村名	出品人員
弘岡上	一一	同中	二二	同下	三四	仁西	九	森山	一
秋山	一四	西分	一五	諸木	一	長浜	七	合計	一一四

このほか西分村には養蚕伝習所が活動し、そこで指導を受けた四人の、また諸木生糸場からは四種の出品があつた。さらに県立農学校の出品は計三十八品目にも及び、この期に農学校の果した役割も知られよう。その他各村で指導的な地主自作農層の参考品も多く、禎吉は十一種その盟友長浜村(高知市)曾和貞雄も六種出品する。以上は生糸であるが、繭もこれに劣らず多彩であつた。また出品者約百二十名中には、女子約三十名が含まれ、養蚕を通じて家庭、社会における女子の地位の向上が認められる。なお飼育された蚕の種類と頻度は集計の結果左表となつた。

青熟(四〇)、又昔(二六)、白玉(一八)、小石丸(一七)、千日種(六)、白竜(四)、角又(二)、嫗蚕、七回丸、薄赤、赤熟、青竜、玄武、不知火、竜白、千歳丸、印形(以上各一)

禎吉らは最初弘岡下ノ村蚕業会として発足したらしく、しかも「青年蚕業俱楽部」と銘打つてゐる。同志は禎吉とおそらく同年に近く、まさに青年である。同家文書には芳原村々長五百藏弥次郎の書簡があるが、同村は補助金も出品もほとんど拒否している。その理由に、「吾川郡蚕糸業組合会客年十二月会規則改正一件に付き感情を害し」をあげる。青年の動きに飽き足らぬ者もあつたことであろうが、若い力は困難を排除して発展する原動力となる。

養蚕業が科学的知識を直接必要としたことは、一般農業よりも當時大であつた。病害による大量弊死は養蚕家をつねに脅かしたものである。予防、消毒の必要は早くより認められ、また環境条件とくに温度、湿度にも注意される。当時の農村の主婦、青年女子に与えたこの方面的文化的影響は、けつして過少評価すべきではない。「西分村史」によれば、同村では、明治三十七年(一九〇四)より蚕病消毒講習所(会)を設置し、県技師を招いて実地講習を行なつてゐる。同様の事業はもちろん他村にも一般的であつた。さらに、前述吾川郡蚕糸会にも示された地域的協力も必要であった。なお養蚕にも日露戦争は画期となり、戦後急速に発展する。「門田益穂日記」にも、山畑を開墾して桑苗を植え付けた記事が多くなる。また西分村では、明治四十三年(一九一〇)から、良質の蚕種の共同購入をする。大正期の養蚕業全盛を象徴するいわゆる稚蚕共同飼育も、明治四十一年(一九〇八)から同村で行なわれる「西分村史」。この件については大正期に再述することにしよう。前述明治二十三年(一八九〇)の高知県の勧業諮詢會議案の一つに、製糸機械に達磨導入の件があつたが、養蚕業の発達とともに、從来の坐縫製糸機に代つて、漸次にこの達磨製糸機が普及することになる。さらに生糸品質の向上を狙つて揚返し機が導入されるが、これは主として大正期の歴史である。「門田益穂日記」明治三十四年(一九〇一)六月十二日に本日より糸を取り初む。随つて新器械なる故を以て、大工兼馬を呼びに行き、器械の本具合なるや否やを検せしむ。先づよし。

結成、その事務所を甲殿に設けて、細川会館と呼び、今も細川義昌を偲んでその功績に感謝している。義昌が、初代組合長島田糸のあとを受け、明治三十一年（一八九九）以後高知県水産組合の組合長として、その熱心と先見によつて執務した記録は、「細川義昌日記」に詳細であり、とくに明治三十八年（一九〇五）頃の活動は多彩である。當時漁船の機械化を前にして漁業技術発展の展望があり、朝鮮近海、沿海州漁業も開始され、土佐漁船も、たとえば済州島方面で操業する等活発であつた。もっともこのことには、反面問題があり、從来からの沿岸漁業とともに地引き網中心の漁村に、打撃の与えられる結果となる場合があり、自然漁場—漁区の紛争も生じる。政府あるいは県としても、この問題についてかなり真陥に取り組んだのであって、高知県立短期大学教授中井昭氏の御教示によれば、明治三十四年（一九〇二）四月漁業法が制定され、高知県にも翌年、翌々年にかけて各漁村地区ごとに、たとえば春野地方の場合甲殿漁業組合、戸原漁業組合、仁西村漁業組合が生まれる。したがつてこの時点で、改めて漁区境界の確定—再確認も行なわれたので、自然場合によつては漁村間に紛争も生じることになる。

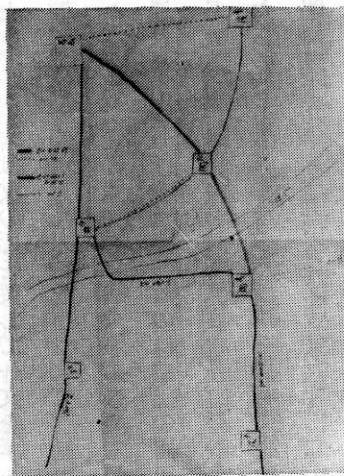
「細川義昌日記」によれば、明治三十八年（一九〇五）四月には、農商務省熊木技師一行は、相当長期にわたつて、高知県東西沿岸漁村を視察調査あるいは紛争の調停を行なう。義昌はもちろんこれにほとんど同行したばかりでなく、さらに上京して農商務省に出頭陳情している。いま同日記から當時紛争のあつた地名をあげてみよう。

年 次	場 所
明治三六年一月	須崎魚揚場
" 三月	幡多郡安満地

"	"	愛媛県漁船侵漁
"	六月	吾川郡戸原、長浜間
"	"	地引き網代組苦情
(明治三七年日記脱)		
明治三八年四月	甲浦入、徳島県間	
" 五月	安芸郡赤野、和食間	
" "	幡多郡小満目	
" 六月	" 伊田大敷網	
" 七月	高岡郡新居、吾川郡仁ノ間	

ほとんど一斉である。うち仁ノと新居については、同日記に当事者と「間縋を引き実地を調査」し、その結果「すゞれ基点より正南見通しより六拾間東に寄るに非ざれば、契約の間数」に達しないことがわかる。義昌は「尚お実地測量の上、間数に相違ある間数だけ東に寄せ、見通しは矢張南北とし基点及び境界線を出願」するよう指導する。この裁定は仁ノ村にとって不利であるが、古來の慣行であつてみれば、新居側の主張は通つて解決する。義昌の同年四月一日日記には、「漁場沿革取調書を作る」とあって、近世の慣行をよく調査している。慣行の重要性は水利権と同様である。その点に抜かりはなかつたのであつた。

ところでその後義昌の努力によつて、大正五年（一九一六）八月三日、農商務省より高知県漁民専用の大専用漁場が、土佐湾沖合一帯に設置—許可される。この漁業権が、戦後の漁業権改革で国より補償金をえていわば買収される。その資金が高知県の漁業協同組合再建の資金となる（後述）が、大専用漁場設定の経緯については伝



「道路改良構想図」(吉良良吉氏蔵)

十九年（一八八六）のことであつたが、もともと前述のように、自由派の反対といえども、新道—近代式道路の必要を認めなかつたものではなく、不況のもと民力の休養を優先させたからである。やがて明治二十年（一八八七）代、四国新道につづいて東西に高知県を貫通する道路建設は進められる。西半は宇和島道と呼ばれたが、現国道五十六号線の前身である。もちろん、これは藩政時代の土佐西半のいわゆる大道の近代化であつて、当然に春野地方の西北部を貫通することになる。「吉良家文書」には、吉良順吉筆写と考えられる「道路改良構想図」がある。これによると、四国新道伊野村（町）より、当初高岡村（土佐市）へ出るのが宇和島道であったが、これが変更となり、荒倉峠として開発を受けるようになった模様である。荒倉峠が土木工事の発達程度から一度避けられたであろうことは納得のいくところである。たしかに開通後の弘岡側の骨石、朝倉側の大曲りなど、難工事のあとが偲ばれようというものである。ただ残念なことには、荒倉峠開通の年次の不明なことであるが、同家文書には、明治二十三—四年（一八九〇—九一）の書簡があり、それに混じた吉良順吉宛武市安哉書状に、「御問合せに相成り候新道。受負工事保証残余金之件」とある。この新道

路とはおそらく前述宇和島道のことと思われ、この時点で、すでに工事に着手していたものであろう。「土陽新聞」明治二十二年（一八八九）二月十五日の記事に、須崎以西の道路測量を伝え、また「大方町史」によれば、幡多郡大方町で明治二十五年（一八九二）新道が開通したとあることからも、納得のいくことである。

吉良順吉は不幸明治二十九年七月十三日（一八九六）病死し

蒲戸崎の突端の島で、有名な遠洋漁業の先進地であった。当時遠洋漁業開始期にあって、早くも土佐沖に出漁、ここに専有漁場設定を出願したのであろうか。そうなれば土佐の漁業にとってはまさに致命的であり、もともとそれは不合理な要求である。義昌らはこれに対し、逆に土佐沖を高知県漁民の漁区として出願し、その後前述のように、専有権を認められたものと考えられるではなかろうか。古来土佐沖は豊漁場として注目され、近世までは、紀州（和歌山県）漁民によって開発された経緯がある。この時点で、朝鮮あるいは沿海州を目指し、さらには、中部太平洋方面にも活躍する高知県の遠洋漁業の開始期として、改めて注意すべき歴史であり、義昌の先見と努力は、細川会館として永く伝えられるべきである。

道路建設の進展

荒倉峠（鶴坂）開道　自由派の猛烈な反対を却けて、田辺県令が北山越の四国新道建設に着手したのは、明治

（細川義昌日記）
(高知市民図書館蔵)

えられたものを見ていない。ただ同日記明治三十八年（一九〇五）五月三十一日に、

県庁へ行き江渕に逢い、林駒太氏を招きの件、朝鮮漁業奨励の件、大分県保渡島外土佐海に専有漁場出願の件、小満目漁場の件相談し組合に出頭す。弘松楠蔵昨夜来高の由、朝鮮出漁米月一日と確定の由に付き、日新軒にて弘瀬送別宴を開く。

右の「大分県保渡島外土佐海に専有漁場出願の件」は注意される。保戸島は大分県北部郡にあり、豊後水道に突出する

たが、子禎吉は父の死を哭して一文を草している。そのなかに、「明治二十九年七月十二日父上様には、武田病院にて診察を受けんと御思召しにて、横手より人力車にて高知へ赴かるゝ事となれり。余は父上の御伴にて横手へ参る。父上の人力車に召せらるゝや帰宅せり。余の父上と横手へ赴くと同時に、母様は父上の看護の為め鶴坂通り高知へ急げり」とあるのは、父の死を嘆く子の胸中とは別に、当時の交通を語るものである。新道が開かれると人力車はただちに導入される。しかも弘岡中ノ村横手にはその駐車場（たてば）ができる。利用者の要望に答えたものである。おそらく荷車も同時に現われ、やがて馬車もこれに加わり、さらに自転車もある。「土陽新聞」明治二十九年（一九〇五）四月の記事に、「弘岡高知通いの馬車、高知よりの帰路弘岡字荒倉骨石と称する所で事故」とあるとおりである。かくて横手は高東、吾南の平野を高知市に結ぶ結節点として、さまざまの人間模様を織り出して戦前まで栄えたものである。

郡道伊野—長浜線 郡役所は県と町村との間にあって、両者の連絡とともに県に代って町村を監督し、かえつて地方自治の発達を阻害したとの批判があるが、郡役所がなお基盤の確かにない町村を指導し、とくに教育、産業、交通の発達に尽したことは注意され、郡道建設はその意義の大なるものである。もつとも独自の徵税権—財政基盤を持たない郡役所は、地元負担によってほとんどの事業を進めたので、そこには問題も少なくなかった。ところで日清戦争後のいわば繁榮の中で、吾南平野の中央部を貫通して、郡衙のある伊野町に結ぶ伊野—長浜線は、前述宇和島道開通後約十年にして建設される。すでに前記「道路改良構想図」にも、改良を求める支線として弘岡—長浜線が示されている。当然やがて日程に上ってくる。「門田家文書」には、「明治三十一年より遣払記」とある金錢出納簿があり、そのなかに明治三十一年（一八九八）五月として、

一、八錢五厘 三十日 郡道起工式費用

はこの間の事情を示している。その前年の、明治三十年（一八九七）二月九日の「門田益穂日記」には、

父曰く、来年より吾川郡道開始すと、而して費用地租一円に付き二円を要すと、余は大いに驚けり。今や諸税大いに人民の頭上に掛り、人民税を得るに致々たり。然るに今や此の郡道開始と、余不平百出すと雖とも亦如何ともすること能わず。

当時数え年二十一歳であった益穂であるが、郡道建設が直接地元に重い負担を強いていたことに、強い反撥を感じている。

宇和島道が、旧藩時代の大通の再開発によつて進められたのに對し、伊野—長浜線にもその工事を促進する条件があつた。それは弘岡井筋とくに諸木井筋沿いの堤防兼農道である。かつて用水路を護るとともに、大いに農作業に利用された死灰ならぬこの堤道は、装いを改めて新道として強化利用される。もちろん、數カ所のいわゆる切抜付近は工事に難渋し、完成は明治四十年（一九〇七）のように思われるが、用地買収等の問題も少なく、円滑に進行したものである。かくてこの道路にも諸車が導入される。横手のほかに西分村増井に人力車の建場が設けられる。「西分村史」には明治四十四年（一九一〇）とある。「細川義昌日記」明治四十年（一九〇七）一月二十五日には、「午前六時秋山村出立、西分より辻村長（さじ）と偕に人力車にて伊野に行く。郡会に於て郡道開鑿一件に付き、将に紛議發せんとするを聞き、和田議長に逢ひ嘶し、郡長森下に逢ひ調停を依頼し置き」とあるように、前述病人のほか、郡役所への連絡等に郡道と人力車は利用されている。なお荒倉峠に併行して、春野地方東部を南北に貫いて、高知市に結ぶ西分峠越の郡道高知—仁西線も、明治三十二年（一八九九）より同四十一年（一九〇八）にかけて改修が進められ、この地方の人びとに便利を与えるとともに、前述伊野—長浜道との交叉点西分村増井を買物町として繁栄させ、古代郡衙の遺跡にふさわしく、現在の春野町の中心的な集落となる。もつとも、以上の三幹線道路のほか弘岡—仁西線もやがて開通するが、道路問題は直接住民の利害と結び付く。村内に利害

の対立を生じ、地方自治は壊滅状態に陥ることも稀ではない。

「西分村史」によれば、

會々明治四十年。於て。弘岡下ノ村より郡道を分歧し、西分村字十田、長谷、川瀬、法師部を横断し、芳原村を経て長浜村字横浜の東端に通ずる郡道の布設を、芳原村によりて首唱されたり。當時関係諸木村及び西分村は其の負担歩合に付き意見一致せず。終に同線は吾川郡会を通過するに至らず。廢案に帰したり。然るに西分村の内長谷、法師部、川瀬人民の多数は、同線の布設を希望し夙に運動する所ありしに付き、茲に於て不幸村内に布設派と非布設派と南北両派を生じ、意見の衝突を見るに至れり。其の一たび意見の相容れざるや、両派互いに確執を生じ、感情の上より各種村関係の事件発生毎に反目軋轢し、甚しきは私交を絶ち互いに席を共にせず、或は途中相会するも互いに語を交ゆることなし。若し反対派の者と私交の場合を目撃せば、自派より絶交を受くる厳しき制裁あり。事茲に至ては感情の衝突も亦極点なりと云うべし。個人間私交の關係既に斯くの如し。而して其の勢は延びて村役場を争点の的とし、役場員を敵視し万事万端役場に反抗するに至れり。相団結して明治四十一年度以来村税を滞納し、貸地料を延滞し、其の公共的公徳心は全く地を払いて平然たる者あり。当時の村長辻友應は之が為め明治四十三年七月五日に退職し、後任村長小田玉城を弘岡上ノ村より聘するに至る。監督官庁に於ても、亦県下難治村の第一位に指を届せらるゝ状態なりし。明治四十四年偶々伝染病流行あり。伝染病舎建築の必要に切迫し、之が事業の施行に際して、村民中或は數十人の隊伍を組み、大挙して村役場に詰め駆け難ずるあり、罵るあり、其の不穏なる挙動に出でしこと亦其の幾度なるを知らず。或は役場員に非行ありし如く虚説を流布し、或は事実を誇大なる如く監督官庁に申告する等、攻撃の手段として殆んど尽ざざるなき状況なりし。又明治四十四年十二月村議員選舉の時に於ける其の競争激烈を極め、不幸刑事問題をも惹起せり。其の他情弊百出殆んど收拾すべからず。村治の基礎は専に全く破壊せられんとす。此の前後に当り吾南の各村長等

相提携して、西分両派の為めに数日和解の労を探られることあり。又監督吾川郡長森下或は中島の如き数日を費して出馬し、尽力せられしこと幾度なりしと雖とも、孰れも時機未だ熟せずして調停の労其の功を奏せず。紊乱数年の久しきに涉りて自治の発展を疎外し進歩を妨害せり。

恐しい状態はこのように数年続いたが、明治四十五年（一九一二）より漸次に事態は解決に向い、翌大正二年（一九一三）には私交もようやく回復に向かう。著者は「今後須らく感情にして融和せられ、個々部落感情を一掃し、公平無私虚心坦懐村の事務は村本位にて解決すべく、将来円満なる理想的な内容の充実せる自治団体の建設」をと呼びかけて筆を擱く。改めて耳を傾ける価値がある。道路問題ばかりでなく、対立を起しやすい地方自治一般への警告であろう。

義務教育の発達

義務教育の発達

学制施行以来、困難な条件のなかで発達への礎石を求めた義務教育に、明治十九年（一八八六）四月の小学校令公布は、以後の発達の画期となり、その面目は一新される。もつとももちろんそれには時間のかかるものであった。明治二十二年（一八八九）九月、十月と、高岡郡内各小学校を視察指導した高知県師範学校教諭足立常正の、「高岡郡小学校批評彙」町田武雄氏藏によれば、教員資格もなお充実しないのであって、授業生、授業生心得がかなり多く、いずれも教授法のごく初步的な面にさえ、おおいに苦労しているようである。児童の挙手の仕方、敬礼あるいは教師の服装も問題になっている。中には「明治五、六年の学校には随分是等の教授法もあれども、今日これを見るは実に意外なり」と嘆かせた学校もある。新しい制度が根をおろすのは容易



「高知県教育会雑誌」
(高知県立図書館蔵)

ではない。

当時の高知県初等教育に指導的な役割を果した人に、師範学校助教諭宇賀晴樹がある。彼が活発に活動したことは、明治二十四年(一八九一)八月の「高知県教育会雑誌第十号」「吉良家文書」等に示される。同誌には「普通教育に於ける音楽科」と題した小論があり、そのなかで「児童は道徳的の理解力に乏しきものなれば、専ら感情に訴えて以て徳性を涵養するにあらざれば、充分なる徳性を養成すること能わざるなり。是れ普通教育に音楽の必要なる所なり」と述べ、さらに日本は當時弱肉強食の国際競争場裡にあるとして、これに処するには、「音楽を以て忠君愛國の志氣を振起して、國家独立の気象を作興する」必要があるとする。なお宇賀晴樹は同誌第壹号で「実物教授の要旨」と題して、「夫れ实物教授の本旨たる、児童をして实物の諸形質を視察せしめ、以て比較・概括・推理・弁決等の諸心力を養成し、或は其の物質の関係構造の如何等を發見せしめ、以て想像の力を養ひ審美の情に富ましめ、造化自然の妙巧を覺らしむるにあり」と論じている。両者はいわば、国家主義と近代的合理主義の同居を示すものであって、この教育理念は、やがて時間をかけて足立常正を嘆かせた教育現場にも浸透していくものである。

現場における義務教育制度の整備に、大きな役割を果したのに、郡視学の制度がある。この制度は大正期の自由教育では批判されたが、明治二十四年(一八九一)設置から、大正十二年(一九二三)郡制廃止による、県視学設置までの間に果した役割は少ではない。前掲「高知県教育雑誌第九号」には、「郡視学に就て」と題した池田永馬の寄稿がある。そのなかで、教育に関する業務を外部と内部に分け、外部はこれを郡役所に托するとして受けることになる。そこにはまた問題もあつたわけである。

も、内部すなわち教授、管理、設備等の指導には「己れ先ず教育の管理に通じ、教授法に達し、管理法を悟り十分に学校内部の事業を監督するの、侍備経験なくんば不可なり」とし、教育の専門家—師範学校卒業生の郡視学たることを要望している。この要望は満たされて郡視学は以後活動し、上からの義務教育制確立の尖兵としての役割を果し、明治三十三年(一九〇〇)には県知事より任命制となる。ほとんど県視学制に推移したとも云える。この制度と併行してまた市町村会には、議員中より学務委員が選出され、現場教師は、これら二つの監督指導を受けることになる。そこにはまた問題もあつたわけである。

年 次	就学率(百分比)
明治二三年	六〇・四
三四	九五・五
四一	九九・二
尋常小学校	高等小学校
八九・一	九八・八

さて「土陽新聞」には吾川郡関係の教育統計がある。まとめて表示すれば、上表の通りであつて、この数字の持つ意味については、ほとんど説明の

要はなく、明治後半期における義務教育制の発達を示すものであり、とくに日清戦争後就学率は急上昇する。したがつてその内容の充実が、明治三十年(一八九七)代の問題となり、たとえば出席率の向上が改めて強調される。

吾川郡の場合明治三十七年(一九〇四)上表のような出席率を達成する。

吾川郡は就学率、出席率ともつねに県内で高位を占めていたが、もちろんとであつて、県教育会傘下の吾川支部では、教科別に教員の講習会を開催、あるいは各学校での実地授業とその批評会が開かれる。また県外への学事視察も行なわれ、その報告会もあつた。各教科の教育もそれぞれに重視され、秋山尋常小学校でオルガンが購入されたのは、明治三十八年(一九〇五)頃であったという辻良氏談。当時弘岡上ノ村尋常小学校には、勤続三十年校長と称えられた塩田直馬(一八七一—一九四九)があり、また同校に高

教員の待遇はすでに日露戦争後問題となつたが、待遇ばかりではなく、その勤務も多忙を極めた。後述の青年補習教育も日露戦争後大いに強化され、いわゆる夜学はすべて小学校教員の負担であり、その間大正一昭和と教員を苦しめた結核がすでに問題となりつつあった。しかしながら、毎年夏卒業生の校友会はこの期から大正期へと続けられ、村有志、青年男女は夏の休みを小学校に会して、一日を楽しく過した。児童の学芸会も談話会の名稱で始まる。小学校が村落生活の中心であった、いわゆる古き良き時代とはこの期であった。

教員の待遇はすでに日露戦争後問題となつたが、待遇ばかりではなく、その勤務も多忙を極めた。後述の青年補習教育も日露戦争後大いに強化され、いわゆる夜学はすべて小学校教員の負担であり、その間大正一昭和と教員を苦しめた結核がすでに問題となりつつあった。しかしながら、毎年夏卒業生の校友会はこの期から大正期へと続けられ、村有志、青年男女は夏の休みを小学校に会して、一日を楽しく過した。児童の学芸会も談話会の名稱で始まる。小学校が村落生活の中心であった、いわゆる古き良き時代とはこの期であった。

化され、体操、音楽、手工、裁縫の重視とともに、ほとんど戦前の義務教育制は完成した觀がある。教員不足には女教員の進出が目立ち、多くの小学校で一、二名の女先生を見る。

義務教育年限延長と同時に弘岡実業女学校が、八カ村組合として、弘岡下ノ村弘岡高等小学校々舎の一部を使用し、同校々長の兼任として発足したことは、由来教育に熱心な春野地方としても特筆に値する。「西分村史」には、「小学校令の改正に依り、尋常小学校は修業年限四カ年を六カ年に延長し、高等小学校修業年限を二カ年又は三カ年に短縮せし結果、弘岡高等小学校舎に、一部不用の余地を生じたるも亦一種の動機となりて」とその事情を述べているが、組合各村には相当の財政負担が課せられる。熱意があればこそである。同書所収「学則」には、「女子に須要なる技芸、學術を授くる」を目的と説いて、教科課程には土地柄農業を毎学年毎週二時間とつたうえ、とくに裁縫手芸には毎学年毎週二十時間以上を宛てる。当時の実業女学校の性格がよく示され、後に多少の問題は生じるが、これによつて遠く高知に遊学する必要は減殺され、女子は親の手許で教育という父兄の要望を満したものである。



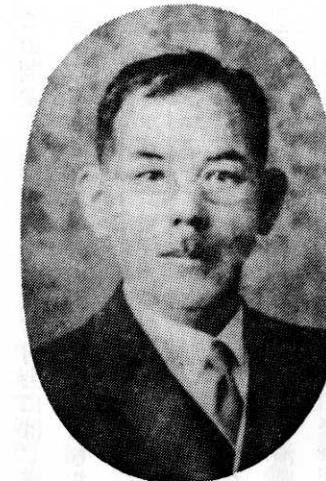
像 肖馬
元見了



像 僧馬
元見了

五。穀は稔り野菜よく、蜜柑里芋薩摩芋、蚕は生糸の産多く、製紙の業も盛なり。

地理教育を狙つたもので、さすが後年地理の勝れた教師となつた鉢先は、すでに現われている。教えを受けた深瀬薰氏は、「迫りくる熱と氣魄」と追想する「回想雑記」。少しおくれて秋山出身板垣四十六郎（一八八三—一九四五）は東京高等師範卒業後、了同様台湾の中等教育に尽し、校長にまでなつた。



像 僧馬
元見了

知県師範学校卒業後勤務した見本了（一八七九—一九三四）は、「弘岡上ノ村巡遊歌」を作詞、教材とする。「土佐巡遊歌」に對比されるが、抄出すれば

流れて清き仁淀川、水は弘岡高岡を、
断ちて辰巳に流るれど、鮎は乾に瀬を登る。

これにつづけて

未だしの感じがしないでもない。

表となる。

夜学 会 数	生徒 数	數員 数
一四	三〇八	一八

日記明治三十四年（一九〇二）八月二十四日に、

本夜青年会に入会し、由て行く。会する者十四五名、本夜談話会あり。会員四五名談話ありて終会す。時に十一時四十分この年一月益穂は妻を娶っている。当時は徴兵検査を終え、または妻帯しても青年会に入会している。青年会結成開始期と考えられる。前述夜学会を含めて、日清戦争後、急速に上からの青年教育が進められたからと思われる。義務教育全般と同じ勢いである。なお同日記明治三十年（一八九七）には、夜学会のない晩はよく夜遊びといって、砂鰐の女性の所へ公然と友達と出掛けている。これは夜更しとなって農業労働との関係からも、問題も多かったのであって、また批判された若者組の伝統でもあった。青年会結成の直接の狙いは、この慣習の制止にもあつたようである。「土陽新聞」によれば、明治三十八年（一九〇五）における、吾川郡の夜学会の統計は左

「慘風悲雨世路日記」、「小国民文林」、「少年世界」、「平民之友」、「太陽」、「知識之金庫」、「普通算術」、「町村制」、「刑事訴訟法」と驚くほど巾の広いものであった。益穂は小学校教員を志望せよと勧められて、断つたほどに農業に志が深かつたが、またこのように読書する。後年の活動は、こうした自發的な読書から生まれたことは疑問のないところである。あるいは武政大道の影響もあつたのであろうか。

ところが、同日記には夜学会が週二回程度行なわれている。この夜学会と一体をなした青年会については、同日記明治三十四年（一九〇二）八月二十四日に、

この年一月益穂は妻を娶っている。当時は徴兵検査を終え、または妻帯しても青年会に入会している。青年会結成開始期と考えられる。前述夜学会を含めて、日清戦争後、急速に上からの青年教育が進められたからと思われる。義務教育全般と同じ勢いである。なお同日記明治三十年（一八九七）には、夜学会のない晩はよく夜遊びといって、砂鰐の女性の所へ公然と友達と出掛けている。これは夜更しとなって農業労働との関係からも、問題も多かったのであって、また批判された若者組の伝統でもあった。青年会結成の直接の狙いは、この慣習の制止にもあつたようである。「土陽新聞」によれば、明治三十八年（一九〇五）における、吾川郡の夜学会の統計は左表となる。



(森山) 碑之徳頌大道

て、大いに批判を受けてこの期から青年会として改組をされることになるが、最初これに手を付けたのは、自由民権運動のようである。「細川義昌日記」明治二十三年（一八九〇）四月十九日には、「西分本願寺にて青年会有り」、また同年五月二十七日には、「青年会と鬼子馬との仲裁を為す」とある。民権運動の青年層への浸透とみることができ、その関連で青年教育も自発的に行なわれる。「伊野町史」によれば、民権運動に刺戟されて吾川郡八田村（伊野町）では自由主義の青年教育があつた。有名な石黒猛太郎の青年夜学会は、この流れに沿うものである。春野地方でまさにこれに相当するものは、森山出身武政大道（一八三五～九九）の青年教育である。後年その学恩に感謝した人びとは、現森山公民館横に頌徳碑を建てる。大道は第一回の高知県会議員に当選したが、その経歴は間崎滄浪に学び、幕末勤王運動—土佐勤王党結成—にも参加している等栄光に満ちている。しかも青年を愛してその薰陶に余生を捧げ、「先生人と為り温雅重厚、学識深遠自ら長者の風有り、而して人に接するに磊落瀟洒城府を設げず、子弟を教訓するに叮嚀懇到拘々倦まず」「頌徳之碑」原漢文と感謝されている。大道は民権運動家ではないが、寺子屋教育の伝統の最後の一人と思われる。「頌徳之碑」の発起人たちとは、大道の心血を注いで教育したいわば門弟であるが、いずれも吾南平野の明治一大正への指導層であつて、いわゆる多士済々に驚かされる。

「門田益穂日記」には、明治三十年（一八九七）のものがあり、当時二十一歳の益穂は、農業の間暇を利用してよく読書している。書名をあげると、「繪本太閤記」、「日清韓豪傑伝」、「照魔鏡」、「書生の氣質」、

日露戦争後、軍隊教育補強の意味で青年教育は改めて重視され、その延長上に大正期の青年教育全盛となるが、明治四十年（一九〇七）十月吾川郡小学校教員は、伊野小学校で夜学会に関する研究討議を行なった「土陽新聞」。⁽¹³⁾とくに翌四十一年（一九〇八）には、高知県各郡で、郡内青年夜学会に補助金を与えて奨励することを郡会で決議している。補助金の付与は、上からの奨励をもつとも端的に示すものである。まさにこの年は、青年教育への画期と考えられよう。この年板垣退助から社会改良運動も提唱されている。もつとも各村で村費を青年会に補助するのはさらに遅れる。「西分村史」によれば、明治四十四年（一九一）度からであった。これらの教育に、ほとんど無料奉仕したのは前述小学校教員であった。村内での社会的地位と引き換えに、重い負担が課せられたものと考えられ、ほとんどいわば義務でさえあつた。

さて「土陽新聞」掲載によれば、明治三十七年（一九〇四）二月吾川郡会での問題は、郡道建設と寄宿舎における郡出身学生の取り締りであつたという。地主層には子弟を高知市の共同寄宿舎に入れて、中学校に学ばせる者が多く、そのうちにはさらに遠く東京、京阪にも遊学させるものもある。「細川義昌日記」には、義昌が甥義方、義雄に送金をした記事が多く、同様の場合には漸次普及し、これらの子弟は大正一昭和と政界、学界、教育界、実業界等に活動する。後述するところである。

註1、「伊野町史」参照。なお「西分村史」によれば、明治二十七年（一八九四）三月西分村でも村長有給条例を制定する。

註2、「弘岡上ノ村「村委会事録」には、四十五カ年計画で明治九十年に六万円の有価証券を蓄積、その利子二千四百円を経常教育費に充てようと計画している。

註3、門田益穂も日露戦争に應召出征し、衛生方面に勤務する。戦争中の記録が「門田家文書」に伝えられている。そのうち戦病者の多いのに驚かされる。戦場の危険は敵弾ばかりではなかつた。

- ”4、弘岡上ノ村「村委会事録」にも、明治四十一年（一九〇八）十二月村委会で、郡道弘岡—仁西線で論議があつたことを伝える。地元負担金に対する苦情である。
- ”5、当時の選挙は一人二票で、代理投票も許されている。
- ”6、「西分村史」によれば、島田糸は西分村に製藍会社を経営していた。
- ”7、片岡健吉の死は、高知県政界に一時期を画するものであった。片岡自身にはあるいは死期を得たものかもわからないが。
- ”8、「門田益穂日記」にも、この問題について同様のことを伝えている。
- ”9、中井昭氏御教示による。なお細川義昌が組合長に選任された事情はわからないが、島田糸との関係が考えられる。
- ”10、註4に同じい。
- ”11、宇賀晴樹については「高知県教育会雑誌」所収論文のほか伝えられるものがほとんどない。
- ”12、大正期の小学校唱歌で愛唱された「小川泰山」の、「雨は降るとも雪降るとても、学校通いはわれらの務め」は、この期からなものであろう。
- ”13、弘岡上ノ村「村委会事録」によれば、青年夜学会への補助はすでに明治四十年（一九〇七）度予算からである。同上明治四十五年（一九一二）二月村委会での村長の「事務報告」に、「校長以下極めて職務に精勤し、傍ら男教員は青年夜学会を指導し、学事研究及び村内風紀の改善に努めつゝあり」と教育について述べている。当時の社会が教員に寄せた期待を知ることができるとともに、考えてみれば教員の力を越える重責が課せられたようである。